特定荷主の物流効率化法への対応の手引き

# 目次

本手引きにおける用語の定義	1
1. 制度の趣旨・概要	3
2. 必要な手続の解説	3
様式第1. 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書	4
様式第2.特定荷主指定取消申出書	9
様式第3.中長期計画書1	12
様式第4.物流統括管理者 選任・解任届出書2	21
様式第5.定期報告書 2	24
3. 指導・助言、罰則等の措置について	53
4. よくある質問について 5	55
5. 問合せ先について	63

# 改訂履歴

版数	改訂日付	改訂内容
1.0	_	初版。2025年9月30日施行

# 本手引きにおける用語の定義

本子がさにあける用語	定義
法	た我
<i>/</i> A	物質の流通の効率にに関する法律(平成17年法律第6357)の暗称
令	物資の流通の効率化に関する法律施行令(平成17年政令第298号)の略
1,	称
	***   ※本手引きにおける条番号は、令和8年4月1日施行の改正後のもの
   判断基準	「荷主の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者
134121	の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準となるべき事項を定め
	る命令」(令和7年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農
	林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)の略称
判断基準解説書	「荷主の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者
	の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準の解説書」の略称
届出省令	「物資の流通の効率化に関する法律の規定に基づく荷主に係る届出等
	に関する命令」(令和7年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労
	働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第10号)の略称
貨物自動車(トラック)	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項の自動車であっ
	て、貨物の運送の用に供するもの
運転者(トラックドライ   バー)	貨物自動車の運転者 
集貨場所等	運転者が集貨若しくは配達を行うべき場所又はその周辺の場所
荷待ち時間	運転者が貨物自動車の運転の業務に従事した時間のうち、集貨場所等
	において、荷主、当該場所の管理者及び連鎖化事業者の都合により貨
	物の受渡しのために待機した時間であって、集貨場所等に到着した時刻
	から荷役等を開始した時刻までの時間(荷主等の都合により待機した時
	間に限る。)
荷役等	貨物の品質又は数量がこれらについて定める契約の内容に適合するか
	どうかの検査、貨物の荷造り、搬出、搬入、保管、仕分又は陳列、ラベル
	の貼付け、代金の取立て又は立替え、荷主等が行う荷役への立会いそ
	の他の法第30条第1号に規定する貨物自動車の運転の業務に附帯する
## 40.55 n+ 88	業務
荷役等時間	運転者が荷役等を開始した時刻から終了した時刻までの時間(荷役等に
 荷待ち時間等	従事していない時間を除く。)   荷待ち時間及び荷役等時間
荷主	第一種荷主及び第二種荷主
	71. I=11
荷主等	荷主、集貨場所等の管理者又は連鎖化事業者
第一種荷主	自らの事業(貨物の運送の事業を除く。)に関して継続して貨物自動車運     送事業者又は貨物利用運送事業者(第一種貨物利用運送事業者、第二
	达争乗有又は貝物利用連达争乗有(第一種貝物利用連达争乗有、第一     種貨物利用運送事業者及び貨物利用運送事業法第46条第1項に規定
	9%介国八国际第二性員物利用達送事業行をいう。以下向し。//に員物     の運送を行わせることを内容とする契約(貨物自動車を使用しないで貨
	物の運送を行わせることを内容とする契約を除く。)を締結する者
 第二種荷主	①自らの事業(貨物の運送及び保管の事業を除く。②において同じ。)に
>12 1 1-3	関して継続して貨物(自らが貨物自動車運送事業者又は貨物利用運

	送事業者に運送を委託する貨物を除く。②において同じ。)を運転者 (他の者に雇用されている運転者に限る。②において同じ。)から受け 取る者又は他の者をして運転者から受け取らせる者 ②自らの事業に関して継続して貨物を運転者に引き渡す者又は他の者 をして運転者に引き渡させる者
連鎖化事業者	定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業を者であって、当該契約に基づき、当該契約の相手方(連鎖対象者)と運転者との間の貨物の受渡しの日及び時刻又は時間帯を運転者に指示することができるもの。(フランチャイズチェーンの本部を想定)
主務大臣	国土交通大臣、経済産業大臣及び農林水産大臣
荷主事業所管大臣	荷主の行う事業を所管する大臣

#### 1. 制度の趣旨・概要

物流は、国民生活や経済活動、地方創生を支える不可欠な社会インフラです。しかし、物流分野における人手不足、長時間労働等の厳しい労働環境、価格競争に伴う厳しい取引環境・雇用環境等、物流にまつわる課題は深刻化しています。特に、2024年4月から労働環境改善のため時間外労働の上限規制が適用され、何も対策を講じなければ輸送力不足による物流の停滞が懸念される状況です。

こうした中で、物流の効率化、商慣行の見直し、荷主・消費者の行動変容について、抜本的かつ総合的な対策が必要とされ、荷主企業、物流事業者(運送・倉庫等)、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境を整備するため、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律(令和6年法律第23号)が制定されました。

同法による改正後の物資の流通の効率化に関する法律(平成 17 年法律第 85 号)では、荷主 (発荷主・着荷主)、物流事業者(トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫)に対し、物流効率 化のために取り組むべき措置について努力義務を課し、国がその取組状況について指導・助 言、調査・公表を実施することとしました。さらに一定規模以上の荷主、物流事業者(特定事業 者)に対しては、中長期計画の作成や定期報告等を義務付け、中長期計画の実施状況が不十 分な場合、国が勧告・命令を実施することとしています。

本手引きは、特定事業者のうち荷主(特定荷主)が行う手続について説明するものです。

#### 2. 必要な手続の解説

特定荷主が行う必要のある手続は以下のとおりです。届出、指定等の全ての手続は、原則として届出システムによりオンラインで行う予定としております<sup>2</sup>が、本手引きは届出省令に定める様式を解説するかたちで、必要な手続について説明します。届出システムの取扱いについては、準備ができ次第、公表いたします。

届出·指定

・第一種荷主又は第二種荷主として前年度の取扱貨物重量が基準重量 (9万トン)を超える場合は、荷主事業所管大臣に届出を行い、特定荷主 の指定を受ける(5月末 ✓・一回のみ)

物流統括管理 者の選任

- ・特定荷主の指定を受けた後、すみやかに物流統括管理者を選任し、届出
- ・事業者ごとに選任するが、特定の人物が複数の特定荷主の物流統括管理者 を兼任することは可能

中長期計画の 策定

- ・運送委託/貨物受渡しの全体像と改善の優先順位・方法を検討
- ・取引先との協議や施設整備などの長期的な対応を含めて計画(2026 年は 10 月末〆・毎年度提出することを基本としつつ、計画内容に変更が無い限り は5年ごと7月末〆)

定期報告の 提出 ・判断基準の取組状況や荷待ち時間等を把握するとともに、参考情報欄で取引先との協議状況や施設の制約、業種特性等を可視化し、関係者の連携を図る(2027年7月末メ・以降毎年度7月末メ)

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務、フランチャイズチェーン本部にも荷主に準ずる努力義務が課される。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> フォーム入力を基本として押印等は不要。オンライン提出ができない場合は、様式により主たる事業の荷主事業所管大臣宛てに郵送。

#### 様式第1. 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書

第一種荷主又は第二種荷主として、前年度の取扱貨物の合計の重量が、政令で定める基準 重量(9万トン³)以上である場合は、「貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書」(様式第1)を 提出いただく必要があります。

- 期限: "取扱貨物の合計の重量が基準重量を上回った年度"の翌年度の5月末日
  - ※既に特定荷主である事業者は、提出不要。(初めて基準重量を上回った年度の翌年度のみ届出すれば、毎年度届出する必要はなく、指定の解除が行われるまでの間、特定荷主としての指定が継続する。)
- 提出先: 当該事業者が行う貨物の運送の委託又は受渡しを伴う事業を所管する大臣全て
  - ※荷主事業所管大臣の権限が地方支分部局長等に委任されている場合は、荷主の主たる事務所の所在地を管轄する当該委任先地方支分部局長等が提出先となる。
  - ※貨物自動車運送事業を利用する事業の原則全てをカバーできるように提出先を選択する。 荷主事業所管大臣については、参考1参照。
  - ※重量算定において考慮しないこととした軽微な貨物の運送であって、中長期計画や定期報告において取り上げる課題のないものに係る荷主事業所管大臣は、提出先から除くことができるが、当該事業に関し指導、勧告等を受けた際は、提出先の修正・再提出が求められる場合がある。

#### ○ 全体の流れ

②届出(様式第1)を提出

※取扱貨物の合計の重量が基準重量を

上回った年度の翌年度の5月末日まで

荷主事業者

電子システム

荷主事業所管大臣

①自社の取扱貨物の重量を算定

※年度単位(4月~3月)

④特定荷主 として指定

③届出の内容を確認

#### ○ 取扱貨物の合計の重量の算定

荷主は、届出の要否を判断するために、年度ごとの取扱貨物の合計の重量を算定し、基準重量と照らす必要があります。この際、第一種荷主としての重量を第一種荷主の基準重量(9万トン)と、第二種荷主としての重量を第二種荷主の基準重量(9万トン)と、それぞれ比較し、いずれか又は両方が基準重量以上である場合は、届出省令の様式第1の提出が必要となります。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 基準重量は、大手の事業者から順に、日本全体の貨物量の半分程度を占める事業者を指定するという基本的な考え方の下で設定することとしており、令第6条第3項(第一種荷主)及び第7条第3項(第二種荷主)において定められている。

#### (1)算定の対象となる重量

#### ① 特定第一種荷主

各年度において、貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を行わせた貨物の合計の重量を算定してください。

#### ② 特定第二種荷主

各年度において、次に掲げる貨物の合計の重量を算定してください。ただし、自ら貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を委託するもの(運転者と貨物の受渡しをするが第一種荷主に該当するもの)並びに当該第二種荷主が貨物の受渡しを行う日又は時刻及び時間帯を運転者に指示することができないものを除きます。

- (i)自らの事業に関して、運転者から受け取る貨物
- (ii)自らの事業に関して、他の者をして運転者から受け取らせる貨物
- (iii)自らの事業に関して、運転者に引き渡す貨物
- (iv)自らの事業に関して、他の者をして運転者に引き渡させる貨物
- ※貨物は、主要な商品に限らず、全ての商品と事業に必要な資材、事務用品等を含みますが、(2)(i)~(iv)の重量は考慮しないことができます。
- ※ある貨物を中継しながら輸送する場合、貨物自動車を手配するごとに取扱貨物の重量 に計上してください⁴(物流パターンごとの荷主の考え方集 1-35参照)。

#### (2)算定方法

第一種荷主及び第二種荷主の取扱貨物の重量の算定方法については、届出省令第1条及び第5条において、以下①~⑧の内容が規定されています。

- 〇第一種荷主(届出省令第1条)
  - 1) 実測
  - ② 単位数量当たりの重量×数量(個数など)
  - ③ 容積を当該対象貨物の重量に換算
  - ④ トラックの最大積載量又は平均積載量×台数
  - ⑤ 売上額又は仕入額:単位重量当たりの額
  - ⑥ 第二種荷主としての重量 ≒ 第一種荷主としての重量とする(たとえば卸が出荷量を 入荷量と同量として推計する方法)
  - ⑦ 運送契約又は物品の売買等の契約において定められている重量
  - ⑧ ①~⑦の方法により対象貨物の重量を算定することが困難であると認められる場合に、当該対象貨物の重量を適確に算定できると認められる方法

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 例えば、mトンの貨物を「自社工場→自社施設→自社物流センター」というフローで貨物自動車に運送させている場合は、mトンの貨物を2回運送させているため、当該フロー全体における「取扱貨物の重量」は2mトンとなる。共同配送など1運行の途中で貨物の積卸しがある場合については、積卸しの度に積載総重量を計上する必要はなく、当該1運行で当該荷主が運送させた又は受け渡した貨物の純重量を計上すればよい。

<sup>5</sup> 物流効率化法理解促進ポータルサイトに掲載している「物流パターンごとの荷主の考え方集」参照 https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/sippers/judgment-criteria/

#### 〇第二種荷主(届出省令第5条)

- 1) 実測
- ② 単位数量当たりの重量×数量(個数など)
- ③ 容積を当該対象貨物の重量に換算
- ④ トラックの最大積載量又は平均積載量×台数
- ⑤ 売上額又は仕入額:単位重量当たりの額
- ⑥ 第一種荷主としての重量≒第二種荷主としての重量とする
- ⑦ 物品の売買等の契約において定められている重量
- ⑧ ①~⑦の方法により対象貨物の重量を算定することが困難である認められる場合に、 当該対象貨物の重量を適確に算定できると認められる方法

さらに、第一種荷主又は第二種荷主としての重量の算定に当たっては、以下の(i)~(iv)の 重量を考慮しないことができるとされています。

#### (i)郵便物

- (ii)信書便物(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第2 条第3項に規定する信書便物をいう。)
- (iii)特別宅配貨物(特別積合せ貨物運送<sup>6</sup>又はこれに準じる運送であって、一の運送契約により一個の貨物を運送する方法により運送される、1個当たりの重量が 30kg 以内の貨物をいい、当該貨物と同時に受渡しが行われる他の貨物との合計の重量が 150kg 未満のものに限る。)
- (iv)軽量な資材や事務用品<sup>7</sup>

取扱貨物の重量の算定方法は、各事業者において事業の特性に鑑みて適切と考えられるものを選択することとなっています。また、取扱貨物や事業に応じて①~⑧を使い分け、それらを足し合わせて算出する事も可能です。算定方法を届出に記載する必要はありませんが、報告徴収等があった場合は対応できるように整理ください。

なお、様式第1は、取扱貨物の重量が基準重量以上である場合にその旨をチェックボックス形式で回答することとしており、具体的な重量の数値は任意記載としているため、9万トン以上であることが確実な場合に精密な算定を求めるものではありません。

#### 参考として、

- ②の「単位数量当たりの重量」、③の「容積を当該対象貨物の重量に換算」、④の「平均 積載量」、⑤の「単位重量当たりの額」については、事業者においてサンプル調査を行い 設定することが可能です。
- ③の「容積を当該対象貨物の重量に換算」について、例えば1立方メートルあたり 280kg

<sup>6</sup> 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第6項に規定する特別積合せ貨物運送をいう。

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 資材、事務用品等は、当該事業者の対象貨物の重量の合計の1%程度までであれば算定対象から除くことができるものとする。

として換算することが可能です。

- ⑤の「単位重量当たりの額」について、例えば全国貨物純流動調査(物流センサス<sup>8</sup>)の 出荷原単位を用いることが可能です。全国貨物純流動調査(物流センサス)は回答者数 が限られており、実施年度間で値の変動が大きいこともある点には留意が必要です。
- 特定荷主に該当する事業者の売上額の規模の目安を、公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会において調査し、以下のwebページで公開しています。

(URL) https://www1.logistics.or.jp/data/freight-calc/

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup>全国の事業所において発生する貨物の流動実態の把握を目的とした統計調査であり、国土交通省が5年毎に調査を実施している。

# 〇 記載方法

様式第1 (第2条関係)

a Laborite	14 22 42 7	tied and	貨物⊄	)運送(	)委託	及び受渡	しの岩	犬況届出	書			
当該事業者が行う、貨物の運送 の委託又は受渡しを伴う事業 (主たる事業に限らない)の所 管大臣を原則全て宛先とする。 なお、荷主事業所管大臣の権限 が地方支分部局長等に委任され ている場合は、主たる事務所の 所在地を管轄する当該委任先が		殿		,	)			年	月	日		
				Ž	主 所 去人名 去人番号	(株)に	式会社」とれ は使用しない ら 13 桁の法	<b>い</b> 。また	、国税	庁 HP に	掲載され	
先となる	5.					弋表者の役 弋表者の氏		代理人が (ただし) 写しでも	既に提出			状を提出てはその
	物資の流	通の効率化に	こ関する	法律第	45 条约	第2項又は	第6項	頁の規定に	基づき、	、次の	とおり	届け出
		者に関する	事項									
		事業者の名称										
	主た	る事務所の所	在地	₸								点で主たる 細分類に従
一種荷主 重量	量	主たる事業	E W. D				_<	当該事業	の名称及	び番号だ	が一致す	加力類で使るよう記載 do/sangyo/index.l
	$\vdash$	事業の細分類 運送の委託の 年度)	)状況		9万ト	ン以上			具体	的な数値	値は	トン
	貨物	の受渡しのお     年度 -				ン以上			任意			トン
	Eとしての 量	備考	し、基準	3月を1 <sup>4</sup> 準重量以_ こついて、 で記載。	上とな		らものに と入れる	チェック				
	2. 作成	担当者連絡先		1								
	1	所在地		<del> </del>							_	
		事業所名		1 7	書類化	作成に複数名						
		事業所名 所属部課				り問合せ突口	上して			) (音 郊 み		
						の問合せ窓口	として		-(0)有0	)情報を		
		所属部課			からの	の問合せ窓口	として		て 0 万 日 0	)情報を		

2 「主たる事業」、「主たる事業の細分類番号」の欄には、当該荷主において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

- 3 貨物の運送の委託の状況が物資の流通の効率化に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条第3項の数値(法第45条第1項に規定する基準重量)以上である場合には、 貨物の運送の委託の状況の欄にチェックを記入すること。また、可能であれば具体的 な重量の数値を記載すること。
- 4 貨物の受渡しの状況が令第7条第3項の数値(法第45条第5項に規定する基準重量)以上である場合には、貨物の受渡しの状況の欄にチェックを記入すること。また、可能であれば具体的な重量の数値を記載すること。
- 5 次年度以降において、貨物の運送の委託の状況が令第6条第3項の数値以上にならないことが明らかである場合又は貨物の受渡しの状況が令第7条第3項の数値以上にならないことが明らかである場合は、その旨及びその理由を備考の欄に記入すること。

次年度以降に取扱貨物重量が基準重量を下回る場合でも、届け出た年度については 特定荷主の指定を行うため、取扱貨物重量が基準重量を下回った年度の翌年度に特 定荷主指定取消申出書を提出することが必要。

#### 様式第2. 特定荷主指定取消申出書

特定荷主は、

- ① 第一種荷主又は第二種荷主に該当しなくなったとき
- ② 取扱貨物の合計の重量が基準重量を下回った場合において、再び当該基準重量以上となることがないと明らかに認められるとき
- は、「特定荷主指定取消申出書」(様式第2)を提出して、特定荷主の指定の取消しを申し出ることができます。
- 期限: "取扱貨物の合計の重量が基準重量を下回った年度"の翌年度に提出してください。
- 提出先: 当該特定荷主の指定を行った荷主事業所管大臣等の全て

#### 特定荷主指定取消申出書

特定荷主の指定の通知を行った 荷主事業所管大臣(又はその権限 の委任先)全てを宛先とする。

年 月 日

住 所 法人名 法人番号

「株式会社」と社名の間はスペースを空けず、 (株)は使用しない。また、国税庁 HP に掲載されている 13 桁の法人番号(半角)を記載。

代表者の役職名 代表者の氏名

代理人が提出する場合には委任状を提出 (ただし既に提出済み等においてはその 写しでも可)

物資の流通の効率化に関する法律第 45 条第 3 項又は第 7 項の規定に基づき、特定荷主の指定の 取消しを申し出ます。

#### 1. 特定荷主の概要等 特定荷主の 特定荷主番号

特定荷主の指定の通知と併せてお知らせする特定荷主ごとの識別番号を記載。

事業者の名称

所在地

主たる事務所の

₹

殿

主たる事業

主たる事業の細分類番号

第一種荷主と しての重量

概要

貨物の運送の委託 の状況 (年度)-

貨物の受渡しの状 況( 年度) 4月~3月を1年度とし、特定荷主の指定の 取消しを申し出る区分について、申出を行う 年度の前年度を西暦で記載し、記載した年度 の取扱貨物の重量を右に記載。

トン

トン

第二種荷主としての重量

指定の取消 しを申し出 る理由

申出を行う年度及び翌年度の取扱貨物の重量の見込み並びに これらの見込みの根拠を記載。

備考

2. 作成担当者連絡	先		
所在地	₹		
事業所名			
所属部課		書類作成に複数名が関わる場合も、荷主事業所管省庁 からの問合せ窓口として1名を選び、その者の情報を	
氏名		記載。	
電話番号			
ノーエマ いしつ			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 「主たる事業」、「主たる事業の細分類番号」の欄には、当該荷主において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
  - 3 特定第一種荷主の指定の取消しを申し出る場合には、貨物の運送の委託の状況の欄に、 前年度における当該状況を記入すること。
  - 4 特定第二種荷主の指定の取消しを申し出る場合には、貨物の受渡しの状況の欄に、前 年度における当該状況を記入すること。
  - 5 「指定の取消しを申し出る理由」の欄には、第一種荷主又は第二種荷主に該当しなくなったときはその旨を、貨物の運送の委託の状況が令第6条第3項の数値以上となる見込みがなくなったとき、又は貨物の受渡しの状況が令第7条第3項の数値以上となる見込みがなくなったときは、当年度及び翌年度の当該重量の見込み並びにこれらの見込みの根拠を記入すること。

#### 様式第3. 中長期計画書

特定荷主は、判断基準を踏まえ、努力義務である①運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加(積載効率の向上等)、②荷待ち時間の短縮、③荷役等時間の短縮の実施に関する中長期的な計画を作成・提出する必要があります。

#### 〇 期限

- ・ 初回は、特定荷主の指定を受けた年度の7月末日。ただし、2026年度は特定荷主の指 定件数が多く通知に時間がかかることも踏まえ、10月末日。
- ・ 以後、中長期計画の内容について前年度から変更がないときは、"中長期計画を最後に 提出した年度から5年を超えない範囲で定める中長期計画の最終年度"の翌年度の7月 末日までに提出すれば足りる。
- ・ 提出済みの中長期計画に変更があった場合は、変更があった年度の翌年度の7月末日 までに提出。
- 提出先: 当該特定荷主の指定を行った荷主事業所管大臣等の全て

#### 〇 計画期間

特定荷主の指定を受けた年度を初年度とし、5年を超えない範囲で最終年度を設定してください。年度は4月から翌年3月までとし、計画を提出する年度は計画期間に含めてください。



- ※なお、計画に変更がない場合は5年に1度のみの提出とすることも可能です。例えば、2026年 10月末までに2026年4月~2031年3月を実施期間と定める計画を作成・提出し、その後、計画の内容に変更がない場合は、次回の提出は2031年7月において2031年4月からを実施期間と定める計画を提出することが必要です。
- ※届出システムで提出する場合、事業者名と代表者氏名は GbizID の情報を更新いただくのみで構いません。その他の項目に変更があった場合は、遅くとも次に定期報告を提出する時までを目安に、中長期計画も更新して提出してください。「 I 特定荷主の名称等」の各欄の変更のみの場合は、「計画内容の変更有り」にチェックは不要です。

#### 〇 記載事項

「 I 特定荷主の名称等」のほか、「 II 運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する計画」、「 III 運転者の荷待ち時間の短縮に関する計画」、「 IV 運転者の荷役等時間の短縮に関する計画」について、それぞれ特定第一種荷主としての取組と、特定第二種荷主としての取組とを分けて、以下の事項を記載してください(特定第一種荷主、特定第二種荷主の

どちらかのみに指定されている場合は、指定されている区分のみ記載)。

#### 1. 計画内容(必須事項)

判断基準解説書を参照しながら、実施措置、計画内容(具体的な措置の内容、目標等)及び 実施時期を記載してください。主要な、又は課題のある取扱貨物、施設、時期等に重点化した 記載としても構いません。既に十分に効率化が図られている場合は今後もその状態の継続に 努める、事業の特性によりこれ以上の効率化が困難な場合は今後も必要な対策を継続する、 といった目標を記載してください。

なお、定期報告において改善が進まない事項、施設等について、中長期計画に記載がない 場合は、記載を促す指導を行う可能性があります。

#### 2. 参考情報(任意事項)

企業やグループとしての経営計画や、業界の自主行動計画など、計画内容に関連する上位の計画がある場合には、必要に応じ、当該計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等を記入してください。また、計画の実施に当たっての懸念点、他の事業者等と調整を要する事項など参考情報がある場合には、当該情報等を記入してください。(荷主事業所管大臣による指導等に当たっての参考とします。)

# 中長期計画書

特定荷主の指定の通知を行った 荷主事業所管大臣(又はその権限 の委任先)全てを宛先とする。

殿

年 月 日

住 所 法人名 法人番号 代表者の役職名 代表者の氏名

物資の流通の効率化に関する法律第46条の規定に基づき、次のとおり提出します。

#### I 特定荷主の名称等

14 /Clu = 1.5 / D lu d							1
特定荷主番号	特定荷主の指定の通知と併 ごとの識別番号を記載。			せてお知らせ <sup>、</sup>	する特定荷主		
事業者の名称							
主たる事務所の所在地	₸						
主たる事業							
主たる事業の細分類番号							
区分	□特只	定第一種荷	主		□ 特定第	二種荷主	
物流統括管理者の 役職名・氏名	役職名 氏 名						
作成担当者 連絡先	所在地 職名 氏名 電話番号	号 (	からの 記載。 4月	問合せ窓口とし   	して1名を選び <u></u>	荷主事業所管省所 が、その者の情報を する年度を初年度 定。西暦で記載。	を 
計画期間	メールア		年度	~ (	)年度	□ 計画内容 有り	の変更

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 「特定荷主番号」の欄には、荷主事業所管大臣が付与する番号を記入すること。
  - 3 「主たる事業」、「主たる事業の細分類番号」の欄には、当該荷主において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
  - 4 「区分」の欄について、該当箇所にチェックを入れること。
  - 5 「計画期間」の欄について、計画の内容が、直近に提出した計画から変更がある場合は、 「計画内容の変更有り」にチェックを入れること。

I 特定荷主の名称等の変更のみの場合は、 チェック不要。変更がない場合は、計画 期間の終期まで再提出不要。

- Ⅱ 運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する計画
- 1. 特定第一種荷主

#### 1-1 計画内容

実施措置	計画内容(具体的な措置の内容、目標 等)	実施時期
積合せ等に必要な時間 の確保	現在、〇〇社と〇〇地域で共同配送を行っている。 これらの取組について、今後は、 ・△△地域への拡大 ・共同配送を行う企業の拡大 により、平均的な1工場当たりの出荷便数を30%削減 する。	2026 年度~2030 年度
出入荷量の適正化	取引先に対しユニット発注の依頼を行い、期間中毎月平均でユニット発注率が75%となるようにする。	2026 年度~2030 年度
配車計画・運行経路の 最適化	主に運送手配を委託している××社において、配車管理システム△△を利用しており、積載効率が高い状態であるため、引き続きその活用を継続する。	
関係部門間の連携	出荷物流の制約による販売への影響見通しの試算を毎年○月に各部門へ説明している。また、営業が物流条件について交渉に行く際は、物流部の者が同行している。こうした取組を継続し、施設配置について物流事情の考慮が行われること、リードタイムの確保について取引先の5割以上で改善することを目指す。	

#### (既に十分に達成されている場合)

_	運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の	2026 年度~2030 年度
	増加について、すでに可能な限り達成できているこ	
	とから、今後もその状態の継続に努める。	

#### 1-2 その他運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する事項及び参考情報

○○物流研究会に所属しており、○○宣言に基づいて共同配送やパレット積載単位等のユニット発注を進めている。

リードタイムの確保に当たっては、取引先△社との間で、~が条件とされ、対応が難しい状況。

備考 1-2には、1-1に記入した計画に関連する上位の計画がある場合には、必要に応じ、当該計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。また、計画に関する参考情報等がある場合には、当該情報等を記入すること。

#### 2. 特定第二種荷主

#### 2-1 計画内容

実施措置	計画内容(具体的な措置の内容、目標 等)	実施時期
原料Aにおける第一種	原料Aについて、一車満載での発注を原則とする。ま	2026 年度~2030 年度
荷主への協力	た、○工場で荷受けタンクのメーターが老朽化してい	
	るため、順次入れ替え、正確な在庫管理システムを整	
	備する。	
資材Bにおける第一種	資材Bについて、計画発注を継続するとともに、発注	2026 年度~2030 年度
荷主への協力	内容について共同配送マッチングシステム○○に入力	
	しやすい形式で提供することとしている。引き続き、	
	取引先の要望を検討し、可能な協力を行う。	
	計画外の発注による増便が全便数の5%以内となるよ	
	うにする。	
関係部門間の連携	調達物流の制約による製造への影響見通しの試算を毎	2026 年度~2030 年度
	年○月に生産部含む各部門へ説明している。また、在	
	庫管理の在り方について担当部署と物流部でタスクフ	
	ォースを組み、××システムの導入を検討中。こうし	
	た取組を継続し、施設配置について物流事情の考慮が	
	行われること、リードタイムの確保について取引先の	
	5割以上で改善することを目指す。	
廃棄物の積載率向上	廃棄物の運搬については、生活環境の保全の観点から	2026 年度~2030 年度
	少量でも定期的な運送が必要という廃棄物の特性上、	
	積載率向上に限度があるものの、今後も必要な対策を	
	継続する。	

#### 2-2 その他運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する事項及び参考情報

所属する○○協会と原料Aの業界団体である××協会との間で○○宣言を行っており、これに基づいて積載率向上に資する発注管理の標準化を進めている。

タンクメーターの入替えには、機器導入費と作業中の代替保管方法の確保が必要となることから、○年をかけて順次行う予定。

備考 2-2には、2-1に記入した計画に関連する上位の計画がある場合には、必要に応じ、当該計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。また、計画に関する参考情報等がある場合には、当該情報等を記入すること。

- Ⅲ 運転者の荷待ち時間の短縮に関する計画
- 1. 特定第一種荷主
- 1-1 計画内容

実施措置	計画内容(具体的な措置の内容、目標 等)	実施時期
トラック到着日時の調整	出荷先ごとに出荷日時とバースが決まっており、通常トラックが集中することはない。急な出荷量の変更がない限り、荷待ち時間は30分以内となっており、これを継続する。	2026 年度~2027 年度
出荷日時の分散	特売がある場合のみ、出荷当日の午前中に出荷が集中するため荷待ち時間が長期化する傾向にある。 このため、出荷先とも調整し、可能な限りリードタイムを確保して、特売に係る商品についても出荷日時の分散に努め、5割以上の特売貨物において荷待ち時間を30分以内とするよう努める。	2026 年度

1 - 2	その他運転者の荷待ち時間の短縮に関する事項及び参考情報

備考 1-2には、1-1に記入した計画に関連する上位の計画がある場合には、必要に応じ、当該計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。また、計画に関する参考情報等がある場合には、当該情報等を記入すること。

## 2. 特定第二種荷主

## 2-1 計画内容

実施措置	計画内容(具体的な措置の内容、目標 等)	実施時期
_	荷待ち時間が発生していないことから、今後もその 状態の継続に努める。	2026 年度~2030 年度

2-2	その他運転者の荷待ち時間の短縮に関する事項及び参考情報

備考 2-2には、2-1に記入した計画に関連する上位の計画がある場合には、必要に応じ、当該計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。また、計画に関する参考情報等がある場合には、当該情報等を記入すること。

#### IV 運転者の荷役等時間の短縮に関する計画

## 1. 特定第一種荷主

#### 1-1 計画内容

実施措置	計画内容(具体的な措置の内容、目標 等)	実施時期
製造拠点における商品	商品Aは粘性の高い危険物であり、荷積みに平均3時	2026 年度~2030 年度
A出荷の荷積み及び検	間を要するが、消防法上の管内流速制限があるため、	
品の効率化、荷役環境	この短縮は困難である。その中でもチェックリストを	
の整備	活用し作業の手戻りがなくなるようにするなど、でき	
	る効率化に努めており、これを継続する。	
製造拠点及び倉庫にお	11型レンタルパレットの使用及びRFIDによる商品	2027 年度~2028 年度
ける商品B出入荷の積	情報管理・検品簡素化を行うこととする。	
卸し及び検品の効率	2027 年度~2028 年度に製造ラインが適合していない	
化、荷役環境の整備	○○工場及び△△工場で必要な整備を行う。	
	また、荷役時間が長い○○工場の作業員増員の実証を	
	行う。	
	これにより、荷役等時間を2時間から30分に短縮する	
	ことを目指す。	
その他の商品・資材等	現状でも概ね30分以内に作業を終えており、これを継	2026 年度~2030 年度
の荷積み及び検品の効	続する。	
率化、荷役環境の整備		
の維持		

#### 1-2 その他運転者の荷役等時間の短縮に関する事項及び参考情報

○○業界自主行動計画に準拠(当社が所属する○○協議会では、本自主行動計画を策定し、商品Aの荷役等時間の短縮が困難であることを記載した上で、荷積み技術について意見交換している。)

商品Bのレンタルパレット使用には取引先との協議が必要であり、全ての運行で導入できるかは 協議結果次第となる。

備考 1-2には、1-1に記入した計画に関連する上位の計画がある場合には、必要に応じ、当該計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。また、計画に関する参考情報等がある場合には、当該情報等を記入すること。

#### 2. 特定第二種荷主

#### 2-1 計画内容

実施措置	計画内容(具体的な措置の内容、目標 等)	実施時期
	原料Aは粘性の高い危険物であり、荷卸しに平均3時	2026 年度~2030 年度
A入荷の検品及び荷卸	間を要するが、この短縮は困難である。安全を確保し、	
しの効率化、荷役環境	円滑に荷積み及び検品が行えるよう、機器の保守点検・	
の整備	操作方法の明確化を継続する。	
製造拠点における資材	パレットが利用できない荷姿であるため、荷卸しの効	2026 年度~2028 年度
B入荷の荷卸しの効率	率化にはローラーの導入が必要なところ、未整備であ	
化	る8工場において2028年度までに順次導入予定。	
	これにより、荷役等時間を2時間から30分へ短縮す	
	る。	
卸売用センターにおけ	事前出荷情報の活用について仕入先との調整を進め、	2026 年度~2030 年度
る荷卸しの効率化	2030 年度までにX割の仕入先で伝票レス・検品レスを	
	実現する。	
	また、○か所あるセンターのうち 2026 年度は△か所、	
	2030年度までに□か所で荷役作業員を増員し、仕分け・	
	ソーター流し等の補助作業をトラックドライバーに行	
	わせないようにする。	
店舗における荷卸しの	駐車場から離れた位置にある店舗○か所について、	2026 年度
効率化	2026年度中に店舗従業員が駐車場まで荷を受取に行く	
	運用に切り替える。	
その他の原料・資材の	現状でも概ね30分以内に作業を終えており、これを継	2026 年度~2030 年度
検品及び荷卸しの効率	続する。	
化、荷役環境の整備の		
維持		

#### 2-2 その他運転者の荷役等時間の短縮に関する事項及び参考情報

○○業界自主行動計画に準拠(当社が所属する○○協議会では、本自主行動計画を策定し、原料Aの荷役等時間の短縮が困難であることを記載した上で、荷積み技術について意見交換している。)

備考 2-2には、2-1に記入した計画に関連する上位の計画がある場合には、必要に応じ、当該計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。また、計画に関する参考情報等がある場合には、当該情報等を記入すること。

#### 様式第4.物流統括管理者 選任 解任届出書

特定荷主の指定を受けた事業者は、指定の通知を受けた後、すみやかに「物流統括管理者選任・解任届出書」(様式第4)を提出する必要があります。

- 期限: すみやかに(遅くとも、中長期計画・定期報告を提出するまでを目安とする)
  - ※物流統括管理者に変更があった場合もすみやかに、遅くとも次に中長期計画又は定期報告を提出する時までを目安に様式第4を提出すること。
- 提出先: 当該特定荷主の指定を行った荷主事業所管大臣等の全て

#### ○ 物流統括管理者の管理範囲

法第 47 条第1項及び届出省令第8条において、物流統括管理者は以下の業務を統括管理することとされています。

- ① 中長期計画書の作成
- ② 自らの事業に係るトラックドライバーの負荷低減及びトラックへの過度の集中の是正に向けた、事業の運営方針の作成及び事業の管理体制の整備
- ③ 定期報告書の作成
- ④ トラック事業の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化のための関係各部門(開発、生産、流通、販売、調達、在庫管理等)間の連携体制の構築及び効率化に関する従業者の意識の向上
- ⑤ 特定荷主が管理する施設における効率化に関する情報処理システムその他の設備の整備及び物流に係る器具、設備、データ等の標準化に関する計画の作成、実施及び評価
- ⑥ 効率化に向けた取引先その他の関係者との連携及び調整
- ⑦ 特定荷主の指定・指定取消しや勧告・命令のために行われる報告徴収への対応

#### ○ 物流統括管理者の要件

法第47条第2項において、「物流統括管理者は、特定荷主が行う事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者をもって充てなければならない。」とされています。単なる物流部門の長というものではなく、社内的に、生産、在庫管理、販売など経営全体をみた上で、物流の効率化を進めるための調整・判断を行うとともに、対外的に、他社の物流統括管理者等と物流の効率化に資する折衝や協力を行うことが求められます。

また、届出省令第7条において、特定第一種荷主、特定第二種荷主、特定連鎖化事業者のうち複数の指定を受けた事業者は、それぞれの区分での物流統括管理者として、同じ者を選任することが定められています。

一名がグループ会社内の複数事業者の物流統括管理者を兼任することは可能ですが、物流統括管理者は事業者ごとに自社の役員等の経営幹部から選任いただく必要があるため、同一人物を複数事業者の物流統括管理者として選任するためには、特定荷主に指定されるそれぞれの事業者に当該幹部が籍を置いていることが必要です。

物流統括管理者 選任・解任届出書

特定荷主の指定の通知を行った 荷主事業所管大臣(又はその権限 の委任先)全てを宛先とする。

殿

年 月 日

住 所 法人名 法人番号 代表者の役職名 代表者の氏名

物資の流通の効率化に関する法律第47条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

#### 1. 特定荷主に関する事項

特定荷主番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒

#### 2. 物流統括管理者の氏名等

選任の年月日	2026年6月1日	2027年7月15日
解任の年月日	2027年7月15日	
役職名	××	××
氏名	00 00	$\triangle \triangle  \triangle \triangle$
選任又は解任の 理由	退職のため解任	同役職の後任を物流統括管理 者として選任/次いで営業及 び物流の経験の多い役員を物 流統括管理者として選任 等

## 3. 作成担当者連絡先

所在地	〒
事業所名	
所属部課	
氏名	
電話番号	

メールア	ドレス	
備	考	特定連鎖化事業者としても同者を物流統括管理者に選任済み。 グループ会社〇社も△年△月に特定第一種荷主として指定を受
		け、同者を物流統括管理者に選任。

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 「特定荷主番号」の欄には、荷主事業所管大臣が付与する番号を記入すること。

#### 様式第5. 定期報告書

特定荷主の指定を受けた事業者は、毎年度、努力義務への取組状況及び荷待ち時間等の状況等について、「定期報告書」(様式第5)を提出する必要があります。

- 期限:特定荷主の指定を受けた年度の翌年度から、毎年度7月末日
- 提出先: 当該特定荷主の指定を行った荷主事業所管大臣等の全て

#### 〇 記載事項

前年4月から当年3月までの状況について、特定第一種荷主としての取組と特定第二種荷主としての取組とを分けて、特定荷主として指定された区分における取組状況等について、以下の事項を記載してください。

#### Ⅱ 運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断基準の遵守状況(必須事項)

チェックリスト形式で、判断基準への取組状況を記載。積載効率の向上等は全ての運行、荷待ち時間及び荷役等時間の短縮は、寄託契約を締結した者が管理する施設を除く旨の括弧書きが無い限り、自ら管理する施設及び寄託先施設における状況を回答。各項目の詳細については、判断基準解説書を参照。

#### Ⅲ Ⅱの他に実施した措置(任意事項】

Ⅱに列挙された事項以外に物流の効率化に向けた取組を行った場合は記載。

#### Ⅳ 荷待ち時間等の状況等

- 1、2 荷待ち時間等の状況(特定第一種荷主/特定第二種荷主)
- 1-1、2-1 荷待ち時間等の計測対象の選定の詳細について(必須事項)

荷待ち時間等の計測対象は、事業者の負担と取組の実効性の観点から、サンプリングを認める。備考に従い、計測対象をどのように選定したか記載。

1-2、2-2 計測対象施設の一覧(必須事項)

計測対象として選定した施設をリスト化し、識別を割り振り。

1-3、2-3 1回の受渡しに係る荷待ち時間等の計測結果(必須事項)

荷待ち時間等の計測結果について、計測対象施設の識別ごと、月別に平均時間を記載。

付表1、2 計測対象のうち荷待ち時間等の報告を省略する施設・運行に関する事業の特性等の詳細(必須事項 ※該当がある場合のみ)

計測対象のうち要件を満たすものは荷待ち時間等の報告を省略できるため、報告を省略する場合は備考に従って記載。

- 3 荷待ち時間等の状況に関する参考情報(任意事項)
  - 荷待ち時間等が長い要因(技術的・制度的課題、取引先との連携等)などを記載。
- 4 貨物に係る寄託契約等を締結した者が管理する施設における寄託契約の締結先との連携 状況等について(必須事項)

主要な寄託先5者及び書面で改善要請のあった寄託先との連携状況を記載。

# 5 貨物に係る寄託契約等を締結した者が管理する施設における荷待ち時間等の状況に関する参考情報(任意事項)

寄託先の施設における荷待ち時間等の状況について分かる範囲で記載。

#### ○ 荷待ち時間等の計測

#### 1. 計測対象施設

法第42条第2項及び第5項において、荷主が短縮すべき荷待ち時間等は、荷待ち時間にあっては次に掲げる施設又はその周辺の場所におけるものに、荷役等時間にあっては次に掲げる施設におけるものに限られる。とされています。

- ① 当該荷主が管理する施設 (荷主が所有又は賃借する施設をいう。3PLを含む物流事業者にその施設の運営等 を委託しているものを含む。以下同じ。)
- ② 当該荷主との間で当該貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設

物流事業者が所有又は賃借する施設におけるオペレーションや環境整備については、物流事業者に決定権がある一方、倉庫業者は法に基づき荷待ち時間等の短縮の努力義務がかかっており、荷主と倉庫業者とで連携して荷待ち時間等の短縮に努めることを促す趣旨で、寄託契約を締結する先が管理する施設における荷待ち時間等の短縮は、荷主にも努力義務が課されています。

一方で、荷待ち時間等の計測については、倉庫業者自身も行う一方、荷主間ごとに計測・管理するためには追加コストを要し、寄託契約の変更が必要なケースもあります。

このため、原則①を荷待ち時間等の計測対象とした上で、②における荷待ち時間等の改善に向けては、寄託先施設の一覧<sup>10</sup>や荷待ち時間等の短縮に向けた連携状況について定期報告書に記載することとしています。

#### 2. 計測対象のサンプリング

特定荷主自身が管理する全ての施設の全ての運行において荷待ち時間等を計測することは、費用や作業負担等の観点から、必ずしも合理的でないケースも想定されます。

このため、全施設全運行での荷待ち時間等の計測が難しい特定荷主においては、取組の実効性の担保を前提として、サンプリング等の手法を用いて報告することを許容しています。サンプリングは、特定荷主自身が荷待ち時間等の現状や課題を認識するために行うものであり、全体の改善につなげていく観点での選定が必要です。なお、法やその他の物流関係法令に基づく調査・指導の中で、特定の施設における長時間の荷待ち・荷役等が指摘された場合は、定期報告における荷待ち時間等の計測対象の選定について指導を行う可能性があります。

#### (1) サンプリングの最低値

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> また、後述の判断基準第5条第6号において、荷主は関係事業者との連携を図るよう配慮することが規定されており、当該荷主以外が管理する施設等における荷待ち時間等の短縮のために、関係事業者等と連携・協力することが必要となる場合がある。

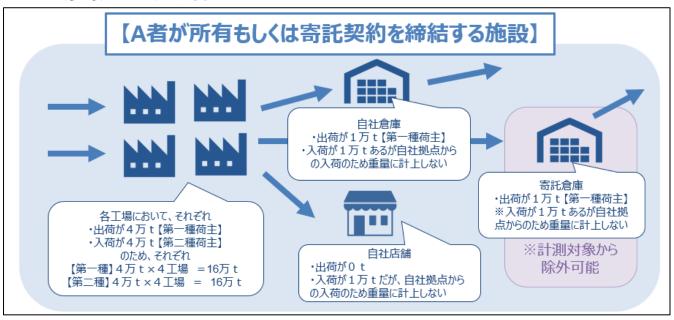
<sup>10 1</sup>の寄託先事業者が複数箇所の倉庫に受託物を保管している場合、住所は主なもの1つを記載し、「等」を付す。また、年単位では業務委託について、複数件数の増減があり、記載が難しい場合は、寄託契約を締結したうちの主要な契約先上位5者及び書面にて物流の効率化に関する提案があった寄託先について記載する。

- ・ 対象施設:取り扱う貨物重量の半分程度を把握することを念頭に、特定荷主自身が管理 する全ての施設から、年間において取扱貨物の重量が大きい施設 又は <u>実態を把握す</u> べき施設
- ・ 対象期間: <u>四半期ごと</u>に任意の連続した<u>5営業日以上</u>(各四半期中最も売上金額が低い と見込まれる月は対象外)
- ・ 対象運行:原則として対象施設で計測した全ての運行
- (2) サンプリングの例
  - ①対象施設のサンプリングについて

特定第一種荷主としての報告は、第一種荷主として算定した取扱貨物重量の半分程度を 把握することを念頭に、荷待ち時間等の短縮に向けて把握すべきと考える計測対象施設(取 扱貨物量が多い施設、以前に物流事業者から苦情があった施設等)を選択して行ってください<sup>11</sup>。特定第二種荷主としての報告も同様に、第二種荷主として算定した<u>取扱貨物重量の半</u> 分程度を把握することを念頭に置くこととなります。

サンプリングに当たって、荷待ち時間等の計測対象は荷主が自ら管理する施設であるため、取扱貨物重量の半分程度を把握するという際の取扱貨物重量は、荷主が自ら管理する施設のものに限ることができます。さらに、複数の荷主が共同で利用する施設(共同配送センターや倉庫の区画賃借など)についても、責任の切り分けが難しいことから、サンプリング時の取扱貨物重量から除き、計測対象とはしないことも可能とします。ただし、共同利用施設においても、可能であれば全体の荷待ち時間を関係事業者が把握し、また自社分の荷役等時間を切り分けて把握し、短縮に努めることが望ましいです。

#### (参考)サンプリング例1



〇特定第一種荷主として 18 万tの取扱い貨物重量

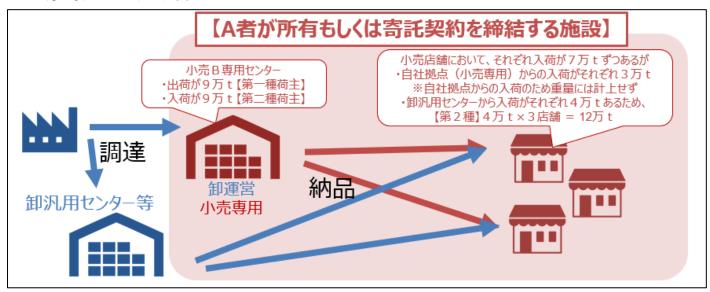
(工場:16 万t、自社倉庫:1万t、寄託倉庫:1万t)

<sup>11</sup> 第一種荷主としての取扱貨物重量は、運送契約ごとに計上するため、自拠点間輸送の場合は出荷と入荷のどちらかのみを計上する。一方で、荷待ち時間等の計測は出荷又は入荷のいずれについて行ってもよい。

うち、1万tは自社が管理する施設ではなく寄託倉庫のため、把握すべき重量は、 寄託倉庫分(1万t)を除き(18万t - 1万t)÷ 2 = 8.5万t 把握すればよい

- ⇒ 【選定例1】工場出荷(4万t)×2+ 自社倉庫出荷(1万t)=9万t 【選定例2】工場出荷(4万t)×2+ 自社店舗入荷(1万t)=9万t 【選定例3】工場出荷(4万t)×3=12万t
- ○特定第二種荷主として 16 万tの取扱い貨物重量であるため、把握すべき貨物重量は 16 万t ÷ 2 = 8万t 把握すればよい
  - ⇒ 【選定例1】工場入荷(4万t)×2=8万t 【選定例2】工場入荷(4万t)×3=12万t
- ※寄託契約を締結している倉庫で取り扱う貨物重量は、計測対象施設を選定するに当たって 除くことが可能
- ※重量の大きい順でなくとも、改善のために実態把握が必要な施設を選択することが可能

(参考)サンプリング例2



- 〇特定第一種荷主として9万t(小売り専用センター:9万トン)の取扱貨物重量
  - 9万t ÷ 2 = 4.5万t 把握すればよい
  - ⇒ 【選定例1】小売専用センター出荷(9万t)=9万t 【選定例2】小売店舗入荷(3万t)×2=6万t
- 〇特定第二種荷主として 21 万t取扱い

(小売 B 専用センター: 9万t、小売り店舗: 4万t×3 = 12 万t)

21万t ÷ 2 = 10.5万t 把握すればよい

⇒ 【選定例1】小売専用センター入荷(9万t)+小売店舗入荷(4万t)=13 万t 【選定例2】小売店舗入荷(4万t)×3 =12 万t

- ※重量の大きい順でなくとも、改善のために実態把握が必要な施設を選択可
- ※小売店舗入荷は第一種荷主としての貨物と第二種荷主としての貨物を区別せずに計測し、 平均時間を第一種荷主の報告と第二種の報告に記載することも可能。(備考5参照。参考 情報にその旨を記載すること。)

#### ②対象期間のサンプリングについて

前年度の月別の売上に鑑みて、各四半期中最も売上金額が低いと見込まれる月以外の月において、連続した5営業日以上を選定し、計測する。なお、各四半期中最も売上金額が低いと見込まれる月は、施設ごとではなく、事業者全体の売上金額に基づいて判断して構わない。

施設ごとに異なる計測対象期間を選定する場合は、1-1の計測対象期間に施設ごとに 選定した期間を記載し、1-3の計測結果では施設ごとに選定した期間に対応する月の欄 に結果を記載する。

#### ③対象運行のサンプリングについて

荷待ち時間等の計測の対象施設における対象期間中の運行は、原則全て計測対象となるが、以下のような運行は計測対象から除くことができる。

- ▶ 以下(i)~(iv)の貨物の運送
  - (i)郵便物
  - (ii)信書便物(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号) 第2条第3項に規定する信書便物をいう。)
  - (iii)特別宅配貨物(特別積合せ貨物運送12又はこれに準じる運送であって、一の運送契約により一個の貨物を運送する方法により運送される、1個当たりの重量が30kg 以内の貨物をいい、当該貨物と同時に受渡しが行われる他の貨物との合計の重量が150kg未満のものに限る。)
  - (iv)軽量な資材や事務用品等取扱いが僅かな商品、資材、事務用品等の軽微な貨物 (当該事業者における取扱貨物の合計の1%程度まで)
- ▶ <u>当該計測対象施設</u>における取扱貨物の重量の合計の1%程度までの取扱いが僅かな 商品、資材、事務用品等の軽微な貨物
- トラック予約受付システムの導入等により網羅的な計測に取り組んでいる事業者において、システムの仕様、運送契約形態その他の都合により計測が難しい一部の運行 (当該運行における荷待ち時間等の状況について、他の運行と比較して大きく差が無いと判断できる場合に限る。)

#### 3. 計測手法

施設ごとの計測手法は任意記載としていますが、デジタル技術を活用し効率的に行うことが望ましいです。具体的には、バース予約システムや受付システムによる記録から集計する(選

<sup>12</sup> 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第6項に規定する特別積合せ貨物運送をいう。

択肢①到着時刻表示装置その他のシステム等により計測)ほか、トラック事業者が記録するデジタルタコグラフ情報について、直接又はデータ連携プラットフォーム等を経由して提供を受け、荷待ち時間及び荷役等時間を集計する(選択肢④トラックドライバー等からの情報提供により計測)方法などがあります。

なお、物流情報標準ガイドラインでは、「運送完了報告情報」において、データ項目と値の型 (例)として、到着時刻(4 桁)、運送完了日(8 桁)、運送完了時刻(4 桁)が設定されており、日 付は8 桁、時刻は4 桁での記録を標準としています<sup>13</sup>。

#### 4. 報告省略

荷待ち時間等の計測・報告の負担を合理的なものとするため、①1回の受渡しに係る荷待ち時間等が一定時間以内の場合、又は②業界特性や環境を踏まえて更なる短縮が難しい場合については、報告の省略を可能とすることとしています。

#### 具体的には、

- ① 荷待ち時間等が1時間未満の場合は、荷待ち時間等の報告を省略することが可能
- ※ 1か月(計測対象期間のサンプリングを行う場合は、1つの連続する計測対象期間)の平均が1時間未満であれば報告省略が可能とします。1時間未満であることの確認方法は、計測ではなくトラック事業者や作業員へのヒアリングでも構いません。
- ② 業界特性等により荷役等時間の短縮が困難な場合は、<u>荷役等時間</u>の報告を省略することが可能

「業界特性等により荷役等時間の短縮が困難な場合」としては、以下に列挙された類型のみを認めることとします。

※ なお、以下の事情に該当する運行が一部あることにより、全ての施設・運行で「やむを得ない場合」があると判断されるものではなく、荷待ち時間等を1時間以内とすることを目指すことができるものについては、これに向けて取り組んでいただくことが必要です。

#### (1)特殊車両を用い、立会い、洗浄等の附帯作業が必須となる場合

- ▶ ローリー車、バルク車等を利用しており、積載する製品の特性(粘度が高い等)や漏洩 確認、均平化等の作業上、技術革新がない限り、荷役等時間を短縮できない。
- ▶ ローリー車、バルク車等を利用しており、危険物施設において防爆対応が必要である ためポンプ等を用いずにホースで荷卸しすることから、技術革新がない限り、荷役等 時間を短縮できない。

#### (2)危険物を扱うことから、安全確認のため時間を要する場合

- ▶ 納品時の製品サンプリング・分析待ちのため長時間を要する。
- ▶ ローリー車、バルク車等を利用しており、消防法上の管内流速制限により荷役等時間を短縮できない。

#### (3)重量物を扱うことから、安全確認等のため時間を要する場合

▶ 重量物である上に表面に疵がつきやすい製品を扱い、積込み時は作業員の安全・品

<sup>13</sup> 物流情報標準メッセージレイアウト(ver.3.01)p.100「12.運送完了報告情報」

質を重視した丁寧な対応が必要であり、積込みに時間を要する。

▶ 重量物かつ長大でクレーンでの吊り上げ等により積卸しする必要があり、荷役時間を 短縮することは、技術革新がない限り難しい。

#### (4)その他業界特性のため、時間を要する場合

#### 〇大型・精密な製品であり、慎重な荷役作業が求められる場合

▶ 精密機械であり、積み込み~運送~納入・据付の全過程において細心の取り扱いが必要とされるうえ、重量物でもあるため、クレーン数台を同時に用いて、重量バランスを随時調整して荷役作業を行う必要があり、作業に時間を要する。

#### 〇アニマルウェルフェア等の観点で配慮が求められる場合

▶ 生体輸送については、作業員の安全確保や家畜のストレス軽減のため慎重な荷役作業が必要であり時間を要する。

#### 〇食品衛生上の検査が求められる場合

▶ 生乳等の輸送に当たっては、衛生検査の分析待ち等のために時間を要する。

#### 〇生活環境の保全等の観点で配慮が求められる場合

▶ 飛散流出対策等、生活環境保全上の支障を防止する等の観点から慎重な荷役作業が必要であり時間を要する。

#### (5)環境特性のため、時間を要する場合

▶ 繁華街や駅構内の店舗など、駐車可能な場所から受渡し場所までが離れており、手運び等が生じる場合は、施設配置等の見直しがない限りその時間の短縮は困難。

②に該当する場合、短縮困難な荷役等時間を除いた荷待ち時間等が1時間未満であれば、 ①を適用することも可能です。具体的なイメージは以下のとおりです。

- ▶ 荷待ち時間と荷役等時間を切り分けて計測し、荷待ち時間と荷役等時間の合計が1時間 未満だった場合(荷待ち時間と荷役等時間の配分は問わない)
  - → 荷待ち時間及び荷役等時間のいずれも報告省略が可能
- ▶ 荷待ち時間と荷役等時間を切り分けて計測し、荷待ち時間が1時間を超えている場合
  - → 荷待ち時間のみで1時間を超えている場合は荷待ち時間は報告が必要、荷役等時間は時間にかかわらず②による報告省略が可能

※荷待ち時間のみで1時間を超えていない場合は報告省略が可能

- ▶ 荷待ち時間と荷役等時間を切り分けないで計測し、荷待ち時間等が1時間未満だった場合
  - → 荷待ち時間等の報告省略が可能
- ▶ 荷待ち時間と荷役等時間を切り分けないで計測し、荷待ち時間等が1時間を超えている場合
  - → 荷待ち時間等として報告が必要(参考情報に荷役の特性や平均的な荷役等時間について記載いただければ、定期報告確認時に考慮)

# 定期報告書

特定荷主の指定の通知を行った 荷主事業所管大臣(又はその権限 の委任先)全てを宛先とする。

殿

年 月 日

住 所 法人名 法人番号 代表者の役職名 代表者の氏名

物資の流通の効率化に関する法律第48条の規定に基づき、次のとおり報告します。

#### I 特定荷主の名称等

特定荷主番号					
事業者の名称					
主たる事務所の所在地	₸				
主たる事業					
主たる事業の細分類番号					
区分	□ 特定	第一種荷主		□ 特定第	第二種荷主
物流統括管理者の 役職名・氏名	<ul><li>役職名</li><li>氏 名</li></ul>				
作成担当者	所在地 職名	Ŧ			
連絡先	氏名 電話番号 メールア		_	_	)

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 「特定荷主番号」の欄には、荷主事業所管大臣が付与する番号を記入すること。
  - 3 「主たる事業」、「主たる事業の細分類番号」の欄には、当該荷主において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
  - 4 「区分」の欄について、該当区分にチェックを入れること。

- Ⅱ 運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断基準の遵守状況
- 1 特定第一種荷主

対象項目	遵守状況				
	① 貨物の運送の委託の時から貨物を引き渡し、又は受け取るべき時までの間に、貨物自動車運送事業者等が他の貨物との積合せ、配送の共同化、運送の帰路における車両への貨物の積載その他の措置を講ずるために必要な時間を把握することその他の措置により、当該時間を確保すること。				
		<ul><li>□ ほぼ全ての発注で実施している</li><li>□ 大半の発注で実施している</li><li>□ 一部の発注で実施している</li><li>□ 実施していない</li></ul>		以下を目安に回答。 (厳密な定量的把握は不要) ほぼ全て:90%以上 大半:50%以上90%未満 一部:0%超50%未満	
	実施状況の詳細	具体的な措置の内容	「その他の措置」を 項目に合致する場合	実施している場合に記載。 は記載は任意。	
		実施してい ない理由	実施していない場合 している場合は記載	は、その理由を記載。実施 不要。	
	② 貨物の出荷量及び入荷量の通	<b>適正化を図ること</b>	•		
	②-1 貨物の量の平準化を図	ること。			
運転者一人	実施状況の詳細	<ul><li>□ ほぼ全ての発注で実施している</li><li>□ 大半の発注で実施している</li><li>□ 一部の発注で実施している</li><li>□ 実施していない</li></ul>			
当たりの一回の	②-2 貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯の集約を図ること。				
運送ごとの 貨物の重量の 増加に関する 措置	□ ほぼ全ての発注で実施している □ 大半の発注で実施している □ 一部の発注で実施している □ 一部の発注で実施している □ 実施していない				
	②-3 ②-1 及び2以外の措置により、貨物の出荷量及び入荷量の適正化を図ること。				
	実施状況の詳細	□ 大半の発泡 □ 一部の発泡 □ 実施してV		れるよう巡回配送先の店舗数	
		置の内容 実施してい ない理由	を設定 ②-1,2,3いずれも実施 いずれかを実施してい	施していない場合に記載。 いる場合の記載は任意。	
	③ 配車計画及び運行計画を作成する機能を有する情報処理システムの導入を行うことその他の措置により、配車計画又は運行経路の最適化を行うこと。				
	直により、配単計画又は連行形 実施状況の詳細	□ ほぼ全ての □ 大半の発達 □ 一部の発達 □ 実施してい	の発注で実施している 主で実施している 主で実施している いない		
		具体的な措置の内容		まぼないことから、最適な定と上で、渋滞状況をみて配送	

			実施していない理由			
		④ ①~③に掲げる取組が適切かつ円滑に行われるよう、開発、生産、流通、販売、調達、在庫管理 その他の貨物の運送に関係する業務に係る各部門間の連携を促進すること。				
			□ 大半で実	で実施している E施している 「いない		
		実施状況の詳細	具体的な措 置の内容			
			実施していない理由			
		の貨物自動車が集貨又は配達を	を行うべき場所に	け役をすることができる車両台数を上回り一時に多数 こ到着しないよう、当該場所の状況を把握することそ び時刻又は時間帯を分散させること。		
		実施状況の詳細 (特定第一種荷主との間で貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設を除く。)	□ 大半の発	の発注で実施している 発注で実施している 経注で実施している 「いない		
			具体的な措 置の内容			
		ついて回答してください。 先施設については5に記載。)	実施していない理由			
潘斯	伝者の	② 特定第一種荷主が管理する施設において到着時刻表示装置を導入し、及びこれを適切に活用することその他の措置により、貨物自動車の到着の日及び時刻又は時間帯を調整すること。				
荷待ち 短縮に	時間のこ関する		□ 50%以上	この施設で実施している こ90%未満の施設で実施している %未満の施設で実施している こいない		
			具体的な措 置の内容			
			実施してい ない理由			
		③ 特定第一種荷主との間で貨物に係る寄託契約を締結した者に対する寄託物の入庫又は出庫の発注を早期に行うことその他の措置により、当該者が管理する施設における貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を分散させること。				
		実施状況の詳細	□ 大半の発	「の発注で実施している 発注で実施している 発注で実施している 「いない		

	具体的な措置の内容				
	実施してい ない理由 寄託倉庫を利用していないため。				
	① 荷役等の効率化を図ること。				
	①-1 パレットその他の荷役の効率化に資する輸送用器具を導入すること。				
	□ ほぼ全ての発注で導入している □ 大半の発注で導入している 実施状況の詳細 □ 一部の発注で導入している □ 導入していない □ 導入していない □ 該当なし □ 場合に選択				
	①-2 一貫パレチゼーションの実現のために標準仕様パレットその他の標準化された規格に適合				
	するパレットを使用すること。				
	□ ほぼ全ての発注で使用している         □ 大半の発注で使用している         実施状況の詳細       □ 一部の発注で使用している         □ 使用していない       □ 該当なし				
	①-3 運転者の荷役等を省力化するための貨物の荷造りを行うこと。				
運転者の 荷役等時間の	□ ほぼ全ての発注で実施している □ 大半の発注で実施している 実施状況の詳細 □ 一部の発注で実施している □ 実施している □ 実施していない □ 該当なし				
短縮に関する	①-4 フォークリフトを適切に配置すること。				
措置	各施設における状況の詳細 □ 90%以上の施設で実施している (特定第一種荷主との間で □ 50%以上90%未満の施設で実施している 貨物に係る寄託契約を締結 □ 0%超 50%未満の施設で実施している した者が管理する施設を除 □ 実施していない く。) □ 該当なし				
	①-5 荷役等を行う人員を適切に配置すること。				
	各施設における状況の詳細 (特定第一種荷主との間で 貨物に係る寄託契約を締結 した者が管理する施設を除 く。) 90%以上の施設で実施している 50%以上90%未満の施設で実施している 0%超 50%未満の施設で実施している 実施していない				
	①-6 ①-1~5以外の措置により、荷役等の効率化を図ること。				
	□ はぼ全てで実施している         □ 大半で実施している         □ 一部で実施している         □ 実施していない				
	具体的な措 置の内容				

		実施してい ない理由			
	② 検査の効率化を図ること。	<u> </u>			
	②-1 第二種荷主、倉庫業者	又は貨物自動車運送事業者等に対して貨物に係る情報を事前に通知す			
	実施状況の詳細	<ul><li>□ はぼ全ての発注で実施している</li><li>□ 大半の発注で実施している</li><li>□ 一部の発注で実施している</li><li>□ 実施していない</li></ul>			
	②-2 検査を効率的に実施するための機械を導入すること。				
	各施設における状況の詳細 (特定第一種荷主との間で 貨物に係る寄託契約を締結 した者が管理する施設を除 く。)	<ul><li>□ 90%以上の施設で導入している</li><li>□ 50%以上90%未満の施設で導入している</li><li>□ 0%超50%未満の施設で導入している</li><li>□ 導入していない</li><li>□ 該当なし</li></ul>			
		ロードロードロード   ロードロード   ロードロードロード   ロードロード   ロードロードロードロードロード   ロードロードロードロードロード   ロードロードロードロードロードロードロードロードロードロードロードロードロードロ			
		<ul><li>□ ほぼ全てで実施している</li><li>□ 大半で実施している</li><li>□ 一部で実施している</li><li>□ 実施していない</li></ul>			
	実施状況の詳細	具体的な措置の内容			
		実施してい ない理由			
	③ 荷役等に係る停留場所を貨物の量に応じて適正に確保することその他の措置により、荷役等を円滑に行うことができる環境を整えること。				
	各施設における状況の詳細 (特定第一種荷主との間で貨	<ul><li>□ 90%以上の施設で実施している</li><li>□ 50%以上90%未満の施設で実施している</li><li>□ 0%超50%未満の施設で実施している</li><li>□ 実施していない</li><li>具体的な措</li></ul>			
	物に係る寄託契約を締結した 者が管理する施設を除く。)	置の内容			
		ない理由			
	① 効率化のための取組に関す	る責任者の選任その他の必要な体制の整備を行うこと。  □ 実施している			
実効性の確保	実施状況の詳細	□ 一部で実施している □ 実施していない   実施していない   実効性の確保の各項目は、   3段階で回答   3段階で回答			
		具体的な措 置の内容			
		実施していない理由			

② 従業者に対し、効	2化のための取組に関する研修の実施その他の措置を講ずること。
	<ul><li>□ 実施している</li><li>□ 一部で実施している</li><li>□ 実施していない</li></ul>
実施状況の詳細	具体的な措置の内容
	実施していない理由
	間等及び運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の状況 2組及びその効果を適切に把握すること。
	<ul><li>□ 実施している</li><li>□ 一部実施している</li><li>□ 実施していない</li></ul>
実施状況の詳細	具体的な措置の内容
	実施してい
	ない理由
る荷待ち時間等の短線	の間で貨物に係る寄託契約を締結した者に対し、当該者が管理するのための取組に関する提案をするとともに、当該者から当該提案に基づき必要な措置を講ずること。
る荷待ち時間等の短線	
る荷待ち時間等の短線	□ 実施している □ 一部で実施している
る荷待ち時間等の短線 合にあっては、当該提	の間で貨物に係る寄託契約を締結した者に対し、当該者が管理するための取組に関する提案をするとともに、当該者から当該提案に基づき必要な措置を講ずること。  □ 実施している □ 一部で実施している □ 実施していない □ 集施していない
る荷待ち時間等の短終 合にあっては、当該 実施状況の詳細 ⑤ 物資の流通に係る	の間で貨物に係る寄託契約を締結した者に対し、当該者が管理するための取組に関する提案をするとともに、当該者から当該提案に基づき必要な措置を講ずること。  □ 実施している □ 市ので実施している □ 実施していない  具体的な措置の内容  実施していない  実施していない  まが、まが、まが、まが、まが、まが、まが、まが、まが、まが、まが、まが、まが、ま
る荷待ち時間等の短終 合にあっては、当該 実施状況の詳細 ⑤ 物資の流通に係る	○間で貨物に係る寄託契約を締結した者に対し、当該者が管理するのための取組に関する提案をするとともに、当該者から当該提案に基づき必要な措置を講ずること。  □ 実施している □ 一部で実施している □ 実施していない 具体的な措置の内容  実施していない ない理由
る荷待ち時間等の短終 合にあっては、当該 実施状況の詳細 ⑤ 物資の流通に係る	□ 関で貨物に係る寄託契約を締結した者に対し、当該者が管理するための取組に関する提案をするとともに、当該者から当該提案に基づき必要な措置を講ずること。 □ 実施している □ 一部で実施している □ 実施していない 具体的な措置の内容 実施していない また効率化を実施することその他の措置により、物資の流通さた効率化のための取組の実施の円滑化を図ること。 □ 実施している □ 実施している □ 一部で実施している

	実施状況の詳細	<ul><li>□ 実施している</li><li>□ 一部で実施している</li><li>□ 実施していない</li></ul>	
		具体的な措置の内容	
		実施していない理由	
	<ul><li>⑦ 国、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図るよう配慮すること。その際、必要に応じて 取引先に対し協力を求めること。</li></ul>		
	実施状況の詳細	<ul><li>□ 実施している</li><li>□ 一部で実施している</li><li>□ 実施していない</li></ul>	
		具体的な措置の内容	
		実施してい ない理由	

#### 備考

- 1 特定第一種荷主は、各措置における「実施状況の詳細」及び「各施設における状況の詳細」について、該当する状況にチェックを入れること。なお、「運転者の荷待ち時間の短縮に関する措置」の③及び「実効性の確保」の④は「特定第一種荷主との間で貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設」を対象として回答し、それ以外については「(特定第一種荷主との間で貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設を除く。)」旨の記載がない限り、「特定第一種荷主が管理する施設」及び「特定第一種荷主との間で貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設」を対象として回答すること
- 2 「具体的な措置の内容」は、補足がある場合の任意記載欄であるが、各号に例示された取組以外の 措置を講じている場合は必ずその内容を当該欄に記載すること。
- 3 「実施していない理由」は、「実施していない」を選択した場合のみ記載すること。なお、各号に例示された取組の一部又は全部を実施しており、かつ、それ以外の措置を実施していない場合においては、「実施していない理由」の欄の記載は任意とする。
- 4 「到着時刻表示装置」とは、施設における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を 利用して貨物自動車運送事業者等から提供された当該施設に到着する予定時刻に係る情報を管理 するシステムを使用して当該予定時刻に係る情報を表示する装置をいう。
- 5 「検査」とは、貨物の品質又は数量がこれらについて定める契約の内容に適合するかどうかの検査 をいう。

# 2 特定第二種荷主

対象項目	遵守状況		
	~③に掲げる取組を円滑に実施	をするため貨物 かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん	運送ごとの貨物の重量の増加に関する措置」の① かの受渡しを行う日及び時刻又は時間帯についてれに応じて、必要な協力を行うこと。
			<u>-</u>
Ver door de	実施状況の詳細	具体的な措 置の内容	
運転者一人 当たりの一回の運 送ごとの		実施してい ない理由	
貨物の重量の 増加に関する 措置			よう、開発、生産、流通、販売、調達、在庫管理 各部門間の連携を促進すること。
		□ 大半で	てで実施している 実施している ていない
	実施状況の詳細	具体的な措 置の内容	
		実施してい ない理由	
	数の貨物自動車が集貨又は配達	を行うべき場	役をすることができる車両台数を上回り一時に多 所に到着しないよう、当該場所の状況を把握する う日及び時刻又は時間帯を分散させること。
	実施状況の詳細	□ 大半の	ての発注で実施している 発注で実施している 発注で実施している ていない
運転者の 荷待ち時間の 短縮に関する 措置	(特定第二種荷主との間で貨物に係る寄託契約を締結した者が 管理する施設を除く。)	具体的な措 置の内容	
		実施してい ない理由	
	② 特定第二種荷主が管理する施設において到着時刻表示装置を導入し、及びこれを適切に活用することその他の措置により、貨物自動車の到着の日及び時刻又は時間帯を調整すること。		
	各施設における状況の詳細 (特定第二種荷主との間で貨物 に係る寄託契約を締結した者が	□ 50%以.	上の施設で実施している 上 90%未満の施設で実施している 0%未満の施設で実施している
	管理する施設を除く。)	□ 実施し	ていない

		具体的な措置の内容	
		実施していない理由	
		物に係る寄託契約を締結した者に対する寄託物の入庫又は出庫の の措置により、当該者が管理する施設における貨物の受渡しを行 散させること。	
		<ul><li>□ ほぼ全ての発注で実施している</li><li>□ 大半の発注で実施している</li><li>□ 一部の発注で実施している</li><li>□ 実施していない</li></ul>	
	実施状況の詳細	具体的な措置の内容	
		実施していない理由	
	① 検査を効率的に実施するため ること。	りの機械を導入することその他の措置により、検査の効率化を図	
		<ul><li>□ ほぼ全てで実施している</li><li>□ 大半で実施している</li><li>□ 一部で実施している</li><li>□ 実施していない</li></ul>	
	実施状況の詳細	その他の措置の内容	
		実施してい ない理由	
運転者の 荷役等時間の	② 荷役等の効率化を図ること。		
短縮に関する	②-1 フォークリフトを適切に配置すること。		
措置	各施設における状況の詳細 (特定第二種荷主との間で 貨物に係る寄託契約を締結 した者が管理する施設を除 く。)	□ 0%超 50%未満の施設で実施している	
	②-2 荷役等を行う人員を適切に配置すること。		
	各施設における状況の詳細 (特定第二種荷主との間で 貨物に係る寄託契約を締結 した者が管理する施設を除 く。)	□ 50%以上90%未満の施設で実施している □ 0%超50%未満の施設で実施している	
	②-3 ②-1及び2以外の措施	置により、荷役等の効率化を図ること。	

	実施状況の詳細	<ul><li>□ ほぼ全てで実施している</li><li>□ 大半で実施している</li><li>□ 一部で実施している</li><li>□ 実施していない</li><li>具体的な措置の内容</li><li>実施してい</li></ul>	
	③ 荷役等に係る停留場所を貨物を円滑に行うことができる環場	ない理由 勿の量に応じて適正に確保することその他の措置により、荷役等 音を軟さること	
	各施設における状況の詳細 (特定第二種荷主との間で貨物	回 90%以上の施設で実施している □ 50%以上90%未満の施設で実施している □ 0%超 50%未満の施設で実施している □ 実施していない □ 実施していない	
	に係る寄託契約を締結した者が 管理する施設を除く。)	置の内容 実施してい ない理由	
	① 効率化のための取組に関する	る責任者の選任その他の必要な体制の整備を行うこと。	
		<ul><li>□ 実施している</li><li>□ 一部で実施している</li><li>□ 実施していない</li></ul>	
	実施状況の詳細	具体的な措置の内容	
		実施してい ない理由	
	② 従業者に対し、効率化のための取組に関する研修の実施その他の措置を講ずること。		
実効性の確保		<ul><li>□ 実施している</li><li>□ 一部で実施している</li><li>□ 実施していない</li></ul>	
	実施状況の詳細	具体的な措置の内容	
		実施してい ない理由	
		軍転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の状況並びに効 びその効果を適切に把握すること。	
	実施状況の詳細	<ul><li>□ 実施している</li><li>□ 一部で実施している</li><li>□ 実施していない</li></ul>	

	具体的な措 置の内容	
	実施してい ない理由	
	めの取組に関	約を締結した者に対し、当該者が管理する施設に する提案をするとともに、当該者から当該提案を 要な措置を講ずること。
		ている 実施している ていない
実施状況の詳細	具体的な措 置の内容	
	実施してい ない理由	
		ることその他の措置により、物資の流通に関する 取組の実施の円滑化を図ること。
		ている 実施している ていない
実施状況の詳細	具体的な措 置の内容	
	実施してい ない理由	
⑥ 運送役務の内容その他の事情 者が貨物の運送に関する費用を		の設定をすることその他の措置により、関係事業 ができるようにすること。
	□ 一部で	てで実施している 実施している ていない
実施状況の詳細	具体的な措 置の内容	
	実施してい ない理由	
⑦ 国、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図るよう配慮すること。その際、必要に応じて取引先に対し協力を求めること。		
実施状況の詳細		ている 実施している ていない
	具体的な措 置の内容	

実施していない理由	
-----------	--

#### 備考

- 1 特定第二種荷主は、各措置における「実施状況の詳細」及び「各施設における状況の詳細」について、該当する状況にチェックを入れること。なお、「運転者の荷待ち時間の短縮に関する措置」の③及び「実効性の確保」の④は「特定第二種荷主との間で貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設」を対象として回答し、それ以外については「(特定第二種荷主との間で貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設を除く。)」旨の記載がない限り、「特定第二種荷主が管理する施設」及び「特定第二種荷主との間で貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設」を対象として回答すること
- 2 「具体的な措置の内容」は補足がある場合の任意記載欄であるが、各号に例示された取組以外の措 置を講じている場合は必ずその内容を当該欄に記載すること。
- 3 「実施していない理由」は、「実施していない」を選択した場合のみ記載すること。なお、各号に例示された取組の一部又は全部を実施しており、かつ、それ以外の措置を実施していない場合においては、「実施していない理由」の欄の記載は任意とする。
- 4 「到着時刻表示装置」とは、施設における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を 利用して貨物自動車運送事業者等から提供された当該施設に到着する予定時刻に係る情報を管理 するシステムを使用して当該予定時刻に係る情報を表示する装置をいう。
- 5 「検査」とは、貨物の品質又は数量がこれらについて定める契約の内容に適合するかどうかの検査 をいう。

## Ⅲ Ⅱの他に実施した措置

## 1 特定第一種荷主

対象項目	措置の内容
運転者一人 当たりの一回の 運送ごとの 貨物の重量の 増加に関する 措置	これまで 10t 車で配送していた区間について見直し、約1割の貨物について 20 t トレーラーに切り替えた。また、1箱の入り数が増加するよう、商品の外装を見直した。
運転者の 荷待ち時間の 短縮に関する 措置	該当がなければ空欄で構いません。
運転者の 荷役等時間の 短縮に関する 措置	届け先における荷役等時間も短縮されるよう、パレット導入及び附帯作業の 見直しについて、営業部門と物流部門がともに取引先○件へ説明に回った。

備考 特定第一種荷主は、Ⅱの他に実施した措置がある場合に記入すること。

# 2 特定第二種荷主

対象項目	措置の内容
運転者一人 当たりの一回の 運送ごとの 貨物の重量の 増加に関する 措置	積載率向上のためにシートパレットを利用したいという第一種荷主に対応できるよう、フォークリフトのアタッチメントを導入した。
運転者の 荷待ち時間の 短縮に関する 措置	調達先ごとの調達量の波動を正確に把握して、バースの占有時間を適正に確保した上でトラック到着時刻を調整できるよう、調達部門と物流部門の連絡会議を設けた。
運転者の 荷役等時間の 短縮に関する 措置	バラ下ろし作業料を設定し、第一種荷主のパレット化を促している。

備考 特定第二種荷主は、Ⅱの他に実施した措置がある場合に記入すること。

#### IV 荷待ち時間等の状況等

- 1 荷待ち時間等の状況 (特定第一種荷主)
- 1-1 荷待ち時間等の計測対象の選定の詳細について

選定の種類	選定の考え方等について
計測対象施設	自ら管理する施設の数:工場○か所、自社倉庫○か所、直営店○か所 (①施設ごとの貨物重量を把握している場合の記載例) 当社では、2025年度において、第一種荷主としての取扱貨物の合計の重量が約30万トンあり、その半分にあたる約15万トン分の取扱貨物の運送を把握できるよう施設を選定する。施設ごとの取扱貨物重量が大きい順に選定すると、7万トンを取り扱うA工場、5万トンを取り扱うB工場、2万トンを取り扱うC工場及びD工場が計測対象となるが、D工場は荷待ち時間等がほぼ生じていないため対象から外し、代わりに1万トンを取り扱うE工場を対象に加える。 (②施設ごとの貨物重量を把握していない場合の記載例) 当社における第一種荷主としての取扱貨物には、工場からの発送(3割は自社倉庫で受取)と、自社倉庫からの発送(一部は直営店で受取)とがある。工場の半分と倉庫の半分を把握することとし、取扱金額が概ね重量と比例することから、取扱金額が大きい順に、A工場、B工場、C工場、D倉庫、E倉庫を計測対象とした。
計測対象期間	4 半期ごとに売上額が最も低い月は除外した上で、以下を計測対象とした。 ・2026 年 4 月 6 日~10 日 ・2026 年 7 月 6 日~10 日 ・2026 年 10 月 5 日~ 9 日 ・2027 年 1 月 11 日~15 日
計測対象運行	商品Aは、計測対象工場・倉庫において社内転送分の取扱いしかなく、各施設に おける取扱貨物重量の1%に満たないため、計測対象から除外する。

備考 荷待ち時間等の計測について、サンプリングによる計測を行う場合、計測対象の最低値は以下のとおりとし、その選定方法や、計測対象を変更した場合における変更理由を「選定の考え方等について」に記載すること。

- ・対象施設:取り扱う貨物重量の半分程度を把握することを念頭に、特定荷主自身が管理する全て の施設から、年間において取扱貨物の重量が大きい施設又は実態を把握すべき施設
- ・対象期間:四半期ごとに任意の連続した5営業日以上(前年度の実績に照らして、各四半期中最も売上金額が低いと見込まれる月は対象外)
- ・対象運行:原則として対象施設で計測した全ての運行

#### 1-2 計測対象施設の一覧

識別	施設の名称	施設の住所	計測手法 (任意)
1	A工場(入荷)	• • •	1
2	A工場(出荷)	• • •	1
3	B工場(出荷)	1の状況では、狂光とし、と思想しておかり	1
4	C工場 (出荷)	1の施設で第一種荷主として出荷と入荷など 異なる性質の運送を行っている場合は、運送	2
		の種類ごとに識別を分けること。	

#### 1-3 1回の受渡しに係る荷待ち時間等の計測結果

識別	1回の運送あたりの荷待ち時間等の平均時間(分)												
	種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2 月	3月
1	荷待ち 時間	X			X			X			X		
	荷役等 時間	У			У			У			У		
	荷待ち 時間等	-			-			-			-		
2	荷待ち 時間	-			1			-			X		
	荷役等 時間	-			1			-			-		
	荷待ち 時間等	1			ı			1			-		
3	荷待ち 時間	X			X			X			X		
	荷役等 時間	У			У			У			У		
	荷 待 ち 時間等	-			1			-			-		
4	荷待ち 時間	-			-			-			-		
	荷役等時間	-			-			-			-		
	荷 待 ち 時間等	Z			Z			Z			Z		

#### 備考

- 1 1-2の「施設の名称」の欄には、1-1の「選定の考え方等について」において「計測対象施設」 の欄にて選定した計測対象施設について、施設の名称を記入すること。なお、欄が足りない場合に は、欄の追加を行うこと。
- 2 1-2 の「計測手法」の欄には以下①~⑤から該当する番号を選択して、記載すること(複数選択可)。
  - ①到着時刻表示装置その他のシステム等により計測
  - ②受付簿等により計測
  - ③計測要員による記録により計測
  - ④トラックドライバー等からの情報提供により計測
  - ⑤その他の手法により計測
- 3 1回の受渡しに係る荷待ち時間等の平均時間について、原則としては計測対象施設ごとに月別に算出し報告することとするが、計測対象期間を選定した場合においては、連続して計測した期間ごとに算出して報告すること。算出方法については、「連続して計測した期間における1回の受渡しに係る荷待ち時間等の合計時間(付表1に記載の運行分を除く。)」を「連続して計測した期間における当該計測対象施設での受渡しの回数の合計(付表1に記載の運行分を除く。)」で除すること。
- 4 荷待ち時間と荷役等時間を分けて報告する場合は、「荷待ち時間等」の欄には「一」を記入すること。 荷待ち時間と荷役等時間を切り分けて把握することが困難な場合は、荷待ち時間等のみを記載し、 「荷待ち時間」の欄及び「荷役等時間」の欄には「一」を記入すること。
- 5 各計測対象施設において、特定第一種荷主としての貨物の受渡しと特定第二種荷主としての貨物の 受渡しを区別することが難しい場合については、それぞれの荷待ち時間等を区別せず、平均時間を 1-3にまとめて記載し、3にその旨を記載すること。

付表 1 計測対象のうち荷待ち時間等の報告を省略する施設・運行に関する事業の特性等の詳細

識別	報告省略の理由	安全性、衛生等の観点で荷役等時間を短縮することが難しい理由
2	1	

- 備考 「報告省略の理由」には、以下から該当する理由の番号を記載することとし、②と記載した場合 おいては、「安全性、衛生等の観点で荷役等時間を短縮することが難しい理由」の欄に理由を記載する こと。
  - ①荷待ち時間等が1時間未満
  - ②業界特性等の理由
- 2 荷待ち時間等の状況 (特定第二種荷主)
- 2-1 荷待ち時間等の計測対象の選定の詳細について

	計画寺の計例対象の選定の詳細に"ルートーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー
選定の種類	選定の考え方等について
計測対象施設	自ら管理する施設の数: 工場〇か所、自社倉庫〇か所、直営店〇か所 (①施設ごとの貨物重量を把握している場合の記載例) 当社では、2025 年度において、第二種荷主としての取扱貨物の合計の重量が約 20 万トンあり、その半分にあたる約 10 万トン分の取扱貨物の受渡しを把握できるよう施設を選定する。施設ごとの取扱貨物重量が大きい順に選定し、7 万トンを取り扱う A工場及び5 万トンを取り扱う B工場を計測対象とする。
	(②施設ごとの貨物重量を把握していない場合の記載例) 当社における第二種荷主としての取扱貨物には、工場での原料・包材等の受取 と、自社倉庫・直営店における備品・事務用品等の受取とがある。自社倉庫・直 営店における備品・事務用品等の受取は取扱貨物重量全体の1%に満たないため 考慮しないこととし、工場の半分を把握することとして、取扱金額が概ね重量と 比例することから、取扱金額が大きい順に、A工場及びB工場を計測対象とした。
計測対象期間	4 半期ごとに売上額が最も低い月は除外した上で、以下を計測対象とした。 ・2026 年 4 月 6 日~10 日 ・2026 年 7 月 6 日~10 日 ・2026 年 10 月 5 日~ 9 日 ・2027 年 1 月 11 日~15 日
計測対象運行	商品Aは、計測対象工場・倉庫において社内転送分の取扱いしかなく、各施設に おける取扱貨物重量の1%に満たないため、計測対象から除外する。

- 備考 荷待ち時間等の計測について、サンプリングによる計測を行う場合、計測対象の最低値は以下の とおりとし、その選定方法や、計測対象を変更した場合における変更理由を「選定の考え方等につい て」に記載すること。
  - ・対象施設:取り扱う貨物重量の半分程度を把握することを念頭に、特定荷主自身が管理する全て の施設から、年間において取扱貨物の重量が大きい施設又は実態を把握すべき施設
  - ・対象期間:四半期ごとに任意の連続した5営業日以上(前年度の実績に照らして、各四半期中最も売上金額が低いと見込まれる月は対象外)
  - ・対象運行:原則として対象施設で計測した全ての運行

#### 2-2 計測対象施設の一覧

識別	施設の名称	施設の住所		計測手法
				(任意)
1	B工場(入荷)	• • •	1の施設で第一種荷主として出荷と入荷など	2
2	C工場 (入荷)		異なる性質の運送を行っている場合は、運送 の種類ごとに識別を分けること。	2
			の性規してに既別を切りること。	

#### 2-3 1回の受渡しに係る荷待ち時間等の計測結果

識別	1回の受渡しに係る荷待ち時間等の平均時間(分)												
	種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12月	1月	2月	3月
1	荷待ち 時間	X			X			X			X		
	荷役等 時間	У			У			У			У		
	荷待ち 時間等	-			-			-			-		
2	荷待ち 時間	-			-			-			-		
	荷役等 時間	-			-			-			-		
	荷待ち 時間等	Z			Z			Z			Z		

#### 備考

- 1 2-2の「施設の名称」の欄には、2-1の「選定の考え方等について」における「計測対象施設」 の欄にて選定した計測対象施設について、施設の名称を記入すること。なお、欄が足りない場合に は、欄の追加を行うこと。
- 2 2-2の「計測手法」の箇所には以下① $\sim$ ⑤から該当する番号を選択して、記載すること(複数選択可)。
  - ①到着時刻表示装置その他のシステム等により計測
  - ②受付簿等により計測
  - ③計測要員による記録により計測
  - ④トラックドライバー等からの情報提供により計測
  - ⑤その他の手法により計測
- 3 1回の受渡しに係る荷待ち時間等の平均時間について、原則としては計測対象施設ごとに月別に算出し報告することとするが、計測対象期間を選定した場合においては、連続して計測した期間ごとに算出して報告すること。算出方法については、「連続して計測した期間における1回の受渡しに係る荷待ち時間等の合計時間(付表2に記載の運行分を除く。)」を「連続して計測した期間における当該計測対象施設での受渡しの回数の合計(付表2に記載の運行分を除く。)」で除すること。
- 4 荷待ち時間と荷役等時間を分けて報告する場合は、「荷待ち時間等」の欄には「一」を記入すること。 荷待ち時間と荷役等時間を切り分けて把握することが困難な場合は、荷待ち時間等のみを記載し、 「荷待ち時間」の欄及び「荷役等時間」の欄には「一」を記入すること。
- 5 各計測対象施設において、特定第一種荷主としての貨物の受渡しと特定第二種荷主としての貨物の 受渡しを区別することが難しい場合については、それぞれの荷待ち時間等を区別せず、平均時間を 2-3にまとめて記載し、3にその旨を記載すること。
- 6 特定第二種荷主としての貨物の受渡しと特定連鎖化事業者として特定連鎖対象者に日時を指示す る貨物の受渡しとを区別することが難しい場合については、それぞれの荷待ち時間等を区別せず、 平均時間を2-3にまとめて記載し、3にその旨を記載すること。

#### 付表 2 計測対象のうち荷待ち時間等の報告を省略する施設・運行に関する事業の特性等の詳細

識別	報告省略の理由	安全性、衛生等の観点で荷役等時間を短縮することが難しい理由
2	2	粘度の高い危険物であり、荷卸し・安全確認に時間を要するものとして判断 基準解説書に挙げられている

- 備考 「報告省略の理由」には、以下から該当する理由の番号を記載することとし、②と記載した場合 おいては、「業界特性等を踏まえ荷役等の業務に要する時間が安全性又は衛生等の観点から短縮す ることが難しい理由」の欄に理由を記載するものとする。
  - ①荷待ち時間等が1時間未満
  - ②業界特性等の理由
- 3 荷待ち時間等の状況に関する参考情報

区分	参考情報
特定第一種荷主	A工場では一部納品先が引取便を手配しており、出荷において第一種荷主としての発送と第二種荷主としての引渡しの切り分けが困難であるため、切り分けずに全体の荷待ち時間等の平均を報告している。
特定第二種荷主	

- 備考 当該特定荷主自らが管理する施設数に増減があった場合に、その旨及び理由を記入すること。 また、その他荷待ち時間等の状況に関し、参考となる情報を記入すること。
- 4 貨物に係る寄託契約等を締結した者が管理する施設における寄託契約の締結先との連携状況等について

区分	寄託契 名称	1の寄託先事	住所 業者が複数箇所の倉		荷待ち時間等の短縮に向けた連携状況
特定第一種荷主	△△倉□	なもの1つを また、年単位 <sup>*</sup> 複数件数の増減	している場合、住所 記載し、「等」を付 では業務委託につい 載があり、記載が糞	す。 いて、 <b>単</b> しい	時ちは発生していないと聞いており、不具合があった 形度相談対応している。
特定第二種荷主		要な契約先上位	契約を締結したうち 立5者及び書面にて する提案があった書 すること。	物流	
備考 欄が足	足りない	'-勿口(し(よ、 作	♡旭加を刊 ノニ	C 0	

5 貨物に係る寄託契約等を締結した者が管理する施設における荷待ち時間等の状況に関する参考情報

区分	参考情報
特定第一種荷主	△△倉庫について、現状荷待ちは発生していないと聞いている。
特定第二種荷主	仕入先とのデータ連携を進めることにより、倉庫○○における検品作業を効率化し、荷待ち時間等を ○%削減する。

(参考1) 荷主事業所管大臣の一覧(表中で※印があるものは経済産業大臣と共管。)

所管する事業
●自動車運転教習所 ●警備保障 ●質屋 ●中古品の売買
●風俗営業(事業内容により経済産業大臣、厚生労働大臣又は農林水産大臣と共管)
●郵便業(荷物を除く)●信書便事業
●放送業 ●電気通信に関する事業(電信電話回線を利用する事業を含む。)
●通信工事(国土交通大臣と共管) ●宝くじの販売
●酒類、たばこ又は塩の製造、販売又は輸出入※ ●通関業※
●出版業※ →印刷物の企画、製作は出版に該当しない。
●著作権に関する事業 ●出版物の製造、製作
●学校、英会話教室、料理教室等(教材販売を行うものは経済産業大臣と共管)→文化
センター、カルチャーセンター等広く個人を対象とする教育を行うのは文部科学
大臣所管、企業内教育の研究、開発、企画、実施、企業内セミナー、社員研修講
座の企画、実施は文部科学大臣は不要
●宗教団体、宗教団体事務所 ●学術・文化団体
●スポーツ振興投票券(スポーツくじ)の販売
<ul><li>●次に掲げるものの製造、売買、リース※、輸出入※</li></ul>
・医薬品(動、植物用を除く。)
<ul><li>・医薬品の原材料、薬草(栽培等は農林水産大臣と共管)</li></ul>
・医薬部外品 ・食品添加物 (農林水産大臣と共管)
・医療・衛生用ゴム製品(製造についても※)
・医療用機器(動物用を除く。製造、売買、リースとも※)
・眼鏡、コンタクトレンズ ・健康維持用品※
●飲食店(農林水産大臣と共管、風俗営業は内閣総理大臣とも共管)
●旅館、ホテル (国土交通大臣と共管)
●洗濯 ●理容 ●美容 ●公衆、特殊浴場 ●映画館※ ●劇場 ●興行場
●臨床検査 ●社会保険、社会福祉事業(更正保護事業を含まない。)
●情報・調査その他保健、医療、衛生に関する事業
<ul><li>●民営職業紹介事業</li><li>●労働者派遣事業</li><li>→船員については国土交通大臣専管</li></ul>
●農林水産(畜産を含む。) ●農林水産物(畜産物を含む。)の売買、輸出入※
●次に掲げるものの製造(機器、加工真珠、木材チップ又はたる・おけ材は※)、売買
(機器、加工真珠又は木材チップは※)、又は輸出入※、リース※
<ul><li>・飲食料品(酒類を除く。)</li></ul>
→飲食料品を主に販売するスーパー、小売業は農林水産大臣所管。百貨店・総合
スーパーは経済産業大臣主管
・動植物油脂 ・飼料 ・氷 ・肥料※ ・農薬(厚生労働大臣と共管)
·動植物用医薬品 ·動植物用医療機器
・農機具※・温室・園芸用品・生糸 ・麻のねん糸 ・木材
・木製品(パーティクルボードは※。また、繊維板、木製容器、家具・装備品を含まない。)
・真珠(養殖・加工剤を含む。)
・装身具(真珠を含む場合に限る。)※ →装身具(真珠を含まない場合)は経済
産業大臣専管
・なめし前の皮※ →なめし皮は経済産業大臣専管
・精洗前の羽毛※ →精洗後の羽毛は経済産業大臣専管
●飲食店(厚生労働大臣と共管、風俗営業は内閣総理大臣とも共管)
●木材薬品処理業※
●園芸サービス業 ●給食販売取次ぎ(厚生労働大臣は不要)
●動物血清・血液の輸出入、精製、加工(厚生労働大臣、経済産業大臣と共管)
●競馬場

#### 経済産業大臣

●輸出入、売買、リースその他貨物の流通、生産、エネルギーの生産、流通、役務、工業所有権等に関する事業で、他の大臣の専管又は他の大臣間の共管の事業 以外の事業

このうち経済産業大臣と他の大臣との共管となる事業については、基本的に他の 大臣の所管事業の項に掲げてありますので、そちらを参照して下さい。

経済産業大臣の専管となる事業は、例えば以下の事業です(以下に掲げるものが 経済産業大臣の専管となる事業の全てではありません。)

- · 航空機(製造、卸売、輸出入) ・自動車(製造、卸売、輸出入)
- ・武器(製造、売買、輸出入)・塗装した単板、合板(製造、売買、輸出入)
- ・フィルム(製造、売買、輸出入)・貴金属(アクセサリー)の加工
- ・新聞業 ・印刷業 ・総合リース業・娯楽場、遊戯場 →風俗営業は内閣総理大臣と共管、飲食店併設のものは厚生労働大臣、農林水産大臣とも共管、競技場の運営は厚生労働大臣不要
- ・運動場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、テニスクラブ、アスレチック・クラブ、プール、ボーリング場又は競輪場 →飲食店併設のものは厚生労働大臣、農林水産大臣と共管
- ・健康開発事業 →健康開発に必要な施設の経営は厚生労働大臣不要
- 広告、宣伝
- 経営コンサルタント業
- 原油、石油の販売、輸出入業は石油業に該当しますが、販売、輸出入の取次 ぎ、仲介は石油業に含まれません。
- 原油、石油の貯蔵、同貯蔵施設の貸与は経済産業大臣専管
- -油脂は石油に含まれません。
- -加工は製造に含まれます。

#### 国土交通大臣

- ●運送(自己の貨物の運搬のみ(白ナンバー)であっても、定款に運搬を掲げていれば国土交通大臣所管)
- ●梱包※ ●鉄道業
- ●港湾運送関連事業 ●船舶仲立(貸渡・売買・運航委託の斡旋)
- ●廃油処理(船舶廃油、海上廃油のみ。スラッジ廃油の処理(加工)、それから得られるものの販売には重油も含まれる。)
- ●サルベージ ●海事業務(検数・検量・鑑定等)
- ●船舶の製造及び修繕(ヨット、ボート等を含む。)、舶用機器の製造(船舶専用でないものは※)、売買※、輸出入※又はリース※
- ●鉄道車両、同部品、レールその他の陸運機器 (コンテナーを含み、自動車又は原動機付自転車を除く。) の製造、売買※又はリース※
- ●自動車の小売※、リース※ ●自動車の整備
- ●自動車ターミナル →自動車用部品の製造、売買等は経済産業大臣専管。海上航路標識の製造、売買等は経済産業大臣専管、自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険の代理業は内閣総理大臣(金融庁)専管
- ●航空機の整備 ●旅行業
- ●旅館、ホテル (厚生労働大臣と共管)
- ●倉庫業●自動車の競走場●遊園地●気象観測・予報等
- ●自動車道事業 ●建設業(造園工事を含む) ●測量業 ●不動産業
- ●下水道業 ●建築士

#### 環境大臣

- ●廃棄物処理業
- ●ペット・ペット用品小売業※ →ペット小売業は環境大臣・経済産業大臣の共 管、ペット用品小売業は経済産業大臣の専管
- (注1)上記左列の大臣以外が所管する事業については、農林水産大臣、経済産業大臣及び国 土交通大臣が荷主事業所管大臣となります。

- (注2) 貨物の運送又は受渡しを伴う事業を複数行っている荷主においては、その全ての荷主 事業所管大臣宛てに届出等を行う必要があります。複数の大臣が共管する事業を行う場 合には、複数の荷主事業所管大臣の全てに提出してください。
- (注3) 学術・開発研究機関については、荷主事業所管大臣は、主たる研究対象に最も近い事業を所管する大臣となります。
- (注4) 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的主体にかかる事業所の事業については、原 則として貨物の運送又は受渡しを伴う事業の内容によって判断します。一般的な事務の みを行う場合は、経済産業大臣が荷主事業所管大臣となります。
- (注5)以下の事業所管大臣が所管する事業を行っている場合には、荷主の主たる事務所の所 在地を管轄する以下の地方支分部局の長に提出するようにして下さい。

荷主事業所管大臣	地方支分部局の長				
財務大臣(国税庁の所掌	国税局長(荷主の主たる事務所の所在地が沖縄県の区域内にある				
に係るものに限る。)	場合にあっては、沖縄国税事務所長)又は税務署長				
農林水産大臣	地方農政局長※又は北海道農政事務所長				
経済産業大臣	経済産業局長※				
国土交通大臣	地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長(運輸監理部長を				
	含む。) 又は地方航空局長※				

<sup>※</sup> 農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣が所管する事業を行っており、荷主の主たる 事務所の所在地が沖縄県の区域内にある場合にあっては、沖縄総合事務局長

## 3. 指導・助言や罰則等の措置について

荷主事業所管大臣は、法律の規定に基づき、荷主に対して以下の対応を行うことができます。

### 〇指導・助言 ※全ての荷主が対象

▶ 運転者の荷待ち時間等の運転者の荷待ち時間等の短縮及び積載効率の向上等を図る 措置の適確な実施を確保するために、荷主に対して、<u>判断基準を勘案して必要な指導・</u> 助言を行うことができる。(法第 44 条)

## 〇報告徴収・立入り検査

- ▶ 特定荷主への指定や取消しを行うために、荷主に対して、貨物の運送の委託又は受渡しの状況に関して報告をさせることができ、また荷主の事務所等への立入検査を行うことができる。(法第50条第1項)
- ▶ 勧告又は命令を行うために、特定荷主に対して、運転者の荷待ち時間等の短縮及び積載 効率の向上等を図る措置の実施の状況に関して報告をさせることができ、また荷主の事 務所等への立入検査を行うことができる。(法第50条第2項)

### 〇勧告 · 公表 · 命令

## 勧告

> 特定荷主の運転者の荷待ち時間等の短縮及び積載効率の向上等 を図る措置の実施に関する状況が、判断基準に照らして著しく不十 分である場合は、特定荷主に対して<u>勧告</u>を行うことができる。(法第 49条第1項)

# 公表·命令

- ▶ <u>勧告に従わない特定荷主に対して、その旨を公表</u>することができる。(法第 49 条第2項)
- ▶ 勧告を受けた特定荷主が<u>正当な理由がなくその勧告に係る措置を</u> <u>とらなかった場合</u>に、当該措置を行う命令を行うことができる。(法 第 49 条第3項)

### 〇罰則

以下に該当する場合は50万円以下の罰金

- ▶ 特定荷主の指定基準重量を上回る荷主が、特定荷主の指定に係る届出を行わない又は虚偽の届出をした場合(法第76条第1号)
- ▶ 中長期計画を提出しない場合(法第76条第2号)
- ▶ 定期報告を行わない又は虚偽の届出をした場合(法第76条第3号)
- ▶ 報告徴収の際に報告をしない又は虚偽の報告をした場合(法第76条第4号)
- 立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合(法第76条第4号)

## 以下に該当する場合は20万円に以下の過料

▶ 物流統括管理者の選任・解任の届出を行わない
又は虚偽の届出をした場合(法第80条)

## 以下に該当する場合は100万円以下の罰金

- ▶ 命令に違反した場合(法第75条第1号)
- ▶ 特定荷主が物流統括管理者を選任しない場合(法第75条第2号)

## 4. よくある質問について

- Q1. 荷待ち時間・荷役等時間の詳細について教えてほしい。
- (1)「受付時間内に到着すること」等を指示していた場合に、受付開始時刻(開門時刻)よりも前にトラックが到着したときは、荷待ち時間の起算点はどのように考えればよいか。
- → 受付時間(○時~○時まで)をトラック事業者に対し明示的に指示していた場合「時間帯」を 指示していることに該当するため、トラック事業者の運行計画として受付開始時刻よりも前に到 着した場合は、受付開始時刻が荷待ち時間の起算点となります。なお、例えば、毎回2時間以 上の待機時間が発生している運行に対し、トラック事業者が荷主へ交渉等をしたにも関わらず 指定時刻の改善等が図られない場合などは、実質的に指示がないものと考えられ、到着時刻 から荷待ち時間を起算することとなる可能性があります。
- (2)指示時刻等よりも前にトラックが到着した場合は、荷待ち時間の起算点はどのように考えればよいか。
- → トラック事業者の運行計画等の都合で指示時刻等よりも前に到着した場合は、指示時刻等から荷待ち時間を起算します。なお、例えば、時刻の指示等があった場合に、指示時刻等よりも前に毎回2時間以上の待機時間が発生している運行に対し、トラック事業者が荷主等へ交渉等をしたにも関わらず指示時刻等の改善等が図られない場合などは、実質的に指示等がないものと考えられ、到着時刻から荷待ち時間を起算することとなる可能性があります。
- (3)指示時刻等よりも前に到着し、指示時刻等よりも早く荷役等が終了した場合、荷待ち時間等 はどのように考えればよいか。
- → この場合、荷待ち時間はOになります。この場合も、荷役等時間は、荷役等を開始した時刻 から終了した時刻までの時間(荷役等に従事していない時間を除く。)です。
- (4)到着後、トラックドライバーが昼食休憩等をとった場合、その休憩時間は荷待ち時間に該当するのか。
- → トラックドライバーが集貨場所等に到着した後、業務上の指示等により休憩する時間などは、 荷待ち時間に含まれません。
- (5)到着後、受取施設の休憩時間の間、荷卸しができず待機した時間は荷待ち時間に該当するのか。
- → 荷待ち時間は、荷主等の都合により貨物の受渡しのために待機した時間であるところ、荷主等の休憩時間は、荷待ち時間に含まれます。(事前に受取施設の休憩時間を貨物自動車運送事業者等に伝達し、荷主等の休憩時間に到着することを避けるように協力を求めることや、受取施設の休憩時間に到着する場合は受取施設が業務を再開するまでトラックドライバーも休憩時間を取るように依頼すること等の対応が考えられます。なお、休憩時間を避けて到着するよう指示した場合であって、トラック事業者の運行計画の都合で休憩時間内に到着したようなときは、休憩時間の終了時刻から起算します。)
- (6) 集貨場所の周辺で待機している時間は荷待ち時間に該当するのか。
- →「荷待ち時間」は、「集貨若しくは配達を行うべき場所又はその周辺の場所」において待機し

た時間(法第30条第4号)であることから、周辺で待機している時間も荷待ち時間に含まれます。(ただし、指示時刻等よりも前に周辺の場所に到着した場合は、指示時刻等から起算します。)

- (7)トラック事業者側の事情で到着が遅れた際に、その日の最後の順番で荷役を受け付けた場合、荷待ち時間はどのようになるのか。
- → トラックドライバーの拘束時間を短縮する観点からは、到着が遅れた際に過度に待機時間を 長引かせるような運用は可能な範囲で避けていただきたいと考えております。

p.11に記載のとおり、トラックドライバーの到着の遅れに起因して荷役等の順番が後ろ倒しとなり生じた追加的な荷待ち時間は、荷待ち時間に含まれませんが、意図的に過度な長時間の荷待ちを強要した場合は、荷待ち時間に含まれる可能性があります。

- (8)共同輸配送の場合における「荷待ち時間」や「荷役等時間」はどのように考えればよいか。
- → 法では、荷主が短縮すべき荷待ち時間等について、荷主が管理する施設及び荷主との間で 貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設におけるもの(荷待ち時間についてはこれ らの周辺の場所も含む。)と規定されています。共同輸配送の場合に、施設を順番に回り荷役 等を行う場合は、自社施設において要した荷待ち時間・荷役等時間を把握してください。共同 輸配送施設における荷待ち時間・荷役等時間については、その全体を関係事業者が把握して 短縮に努めることが望ましいですが、自社分の荷役等時間を切り分けて短縮に努めることも可 能です。(なお、特定荷主の定期報告においては、当面の間、共同輸配送施設を計測対象か ら除外することを認める予定です。)
- (9)トラック予約システム等がなければ到着時間の指示等を行ったことにならないのか。
- → トラック予約システム等による指示に限定するものではありません。
- (10)荷主や倉庫側が荷役等を行う場合、荷役等時間に該当するのか。
- → 迅速に車両を動かせるような状態での待機や荷役作業中の立ち会いが要求されているなど、業務から完全に離れることができず、実質的に休憩がとれていない時間は荷役等時間に 含まれます。
- (11)運送会社側の必要性から行う作業(荷物の養生作業、シート掛け等)にかかる時間は荷役 等時間に該当するのか。
- → 輸送の安全を確保するために運転業務と一体的に行われる養生作業、固縛、シート掛け等 については、荷役等に該当せず荷役等時間に含まれませんが、荷主等から特別の指示を受 けて行うものに関しては荷役等時間に該当します。
- (12)集貨場所から少し離れた場所に待機場所を設けている場合に、待機場所から実際に荷役等を行う場所まで移動する時間は荷役等時間に含める必要があるのか。
- → 貨物の運送を行っている時間と考えられるため、荷役等時間に含める必要はありません。
- Q2. 荷待ち時間・荷役等時間の把握の仕方について教えてほしい。
- (1)荷主は1運行の荷待ち時間等を把握することが必要なのか。

→ 荷主は1運行ではなく1回の受渡しごとの荷待ち時間等を把握することが必要です。例えば、 自社が発荷主となる場合、自社から発送する際の荷待ち時間等を把握する必要がありますが、取引先等の施設において貨物を荷卸しする際の荷待ち時間等については、着荷主となる 当該取引先が把握する必要があります。

## (2)荷待ち時間と荷役等時間を必ず分けて把握しなければならないのか。

→ 荷主は1回の受け渡しごとの荷待ち時間と荷役等時間の状況を把握した上で、それぞれ 改善を行っていく必要があるため、原則としては、荷待ち時間と荷役等時間を分けてそれぞれ把握する必要がありますが、実態として切り分けられない場合等は「荷待ち時間等」として「荷待ち時間」と「荷役等時間」を分けないで把握することも可能とします。

# (3)1つの事業所内に複数の積卸しの場所がある場合、どのように荷待ち時間等を把握すればよいのか。

→ 1つの事業所内にトラックの停留場所を備えた施設が複数箇所あり、1回の運送で複数の施設を回って貨物の積込み又は積卸し等を行う場合は、原則、各施設における荷待ち時間等を把握することとします。ただし、実態として当該各施設での荷待ち時間等を切り分けて計測することができない場合は、1つの事業所全体を1施設として、入構から出構までの時間を「1回の受渡しに係る荷待ち時間等」として把握することも可能とします。(この場合、事業所内を走行する時間が荷待ち時間等に含まれてしまい、荷待ち時間等を過大に評価してしまう可能性があります。)

# (4)貨物の積卸しを1つの場所において、荷卸しと荷積みを行う場合はどのように荷待ち時間等 を把握すれば良いのか。

→ 荷卸しと荷積みを並行して行うケースや復荷(帰り荷)の積込みを行うケース、輸送用器具を 持ち帰るケースなど、1つの施設内で荷卸しと荷積みの両方を行う場合は、積載効率の向上 等に向けた事業者の取組を阻害しない観点から、荷卸しと荷積みを別々に把握することも可 能とします。

### Q3. 荷主の定義にある「自らの事業に関して継続して」の詳細について教えてほしい。

→ 自らの事業に関して運送・受渡しする貨物には、全ての取扱商品のほか、事務用品等も含まれます。

継続して運送・受渡しするとは、回数や頻度で判断されるものではなく、事業に関して通常必要と見込まれ、単発・突発ではないものをいいます。具体的には、事務所の引っ越しや製品を生産するための設備の導入の際に発生する輸送、不定期に開催する社内外イベント等の実施のための資材等の輸送等は除かれます。

# Q4. 偽装請負防止に向けて、荷待ち時間等の短縮を目的とした荷主とトラックドライバー、荷主と倉庫業者とのコミュニケーションの方法について教えてほしい。

→ 労働者派遣事業と請負とでは、労働者の安全衛生の確保、労働時間管理等に関して、雇用 主(派遣元事業主、請負事業主)、派遣先、注文主が負うべき責任が異なることから、物流に 関する業務について請負(委任・準委任を含む。)の形式による契約を締結している荷主においては、本解説書の内容を実施いただくに当たり、以下の(1)~(4)までの事項を参照してください。

また、この他、「労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド」(厚生労働省・都道府県労働局) を参照してください。

# (1)トラック事業者に運送業務を委託する際、トラックドライバーとのコミュニケーションの方法と して注意すべき事項は何か。

→ 請負業務では、発注者でなく請負事業主が自ら労働者に対して業務の遂行方法に関する指示を行う必要があります。発注者と請負事業主の労働者(請負事業主から再委託をしたフリーランス等であっても、契約の名称に関わらず、その実態から、労働者性があると認められる場合を含む。以下同じ。)との間に指揮命令関係がある場合には、請負形式の契約により行われていても労働者派遣事業に該当し(いわゆる「偽装請負」)、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働の保護等に関する法律の適用を受けます。

このため、運送業務の請負では、通常、以下の点が求められます。(※なお、発注者が請負労働者と、業務に関係のない日常的な会話をしても、発注者が請負労働者に対して、指揮命令を行ったことにはならないので、偽装請負にはあたりません。)

- ・ 発注者(荷主)が、あらかじめ定められた様式(運行計画)等により配車時間・貨物の集貨・ 配達場所等を請負事業主(トラック事業者)に依頼し、請負事業主によって指名された請負 労働者はその運行計画に基づき当該配車時間に貨物の集貨・配達場所までの運行を実施 すること。
- ・ 当該運行計画が安全運転の確保、人員体制等から不適切なものとなっている場合には、請 負事業主がその旨を発注者に申し入れ変更できるものとなっていること。

# (2)(1)に関して、運送業務の性質上、運行計画にあらかじめ詳細を記載することが困難な場合があるが、発注者からの指揮命令に該当するとは直ちに判断されないようなケースはあるか?

- → 運送業務の性質上、貨物の集貨・配達場所での停車位置や待機場所、貨物の集貨・配達場所からの出発時間は、当日の交通事情や天候、貨物の集貨・配達場所の状況により予測できず、運行計画にあらかじめ正確に記載することが社会通念上困難な場合も多いと考えられます。こうした事情等を鑑み、以下のケースについては、発注者からの指揮命令に該当するとは直ちに判断されません。ただし、請負労働者の労働時間管理等に影響を与えるような場合は、労働者派遣事業と判断される可能性が高くなります。
  - 運行計画であらかじめ指定された範囲内で発注者の労働者が詳細な停車位置や待機場所を特定し、発注者の労働者から請負労働者に直接伝えること。(※ただし、例えば、運送計画における貨物の集荷・配達場所が市町村名のような幅広い区域を示しているような場合であって、運行の都度、発注者の労働者が直接、請負労働者に番地や建物名といった具体的な集荷・配達場所を示すなどの運用は、発注者から請負労働者への指揮命令に該当し、偽装請負と判断される可能性が高くなります。)
  - 発注者が出発時までに予測できず、運行計画に当初予定されていなかった集貨・配達先に

行く必要が急遽生じるような場合において、発注者の労働者が請負労働者に対して集貨・配達先の追加や変更を伝えること及び請負労働者からの質問に対して発注者の労働者が直接回答すること。(※ただし、請負労働者が直ちに当該注文の変更や回答内容を請負事業主に連絡し了解を得る等、請負事業主が自らの労働力を直接利用していると認められる場合に限ります。用務先の変更等が、請負事業主の了解無く行われたり、又は請負労働者の労働時間管理その他労働条件に影響を及ぼしたりするような場合は、発注者から請負労働者への指揮命令に該当し、偽装請負と判断される可能性が高くなります。)

- ・発注者と請負事業主との契約に基づき、発注者が、請負労働者に対して契約書に記載していることの履行を求めること。例えば、契約書において各集貨・配達先における到着時間及び出発時間が記載された場合、その履行を求めることができるが、道路事情により荷の延着等が見込まれるときには、発注者は到着時間の再設定・見直しを行う等運送事業者が無理な運行を行うことがないよう協力して安全運行を確保すること。(※ただし、発注者が作業の内容、順序、方法等に関して文書等で詳細に示し、そのとおりに請負労働者が作業を行っている場合、発注者による指示その他の管理を行わせていると判断され、偽装請負と判断される可能性が高くなります。)
- ・発注者と請負事業主との契約に基づき、請負労働者に対して、発注者が直接、発注者の施設における集貨や各配達先への配送に関する留意点等を連絡すること。(※例えば、配送先の入り口を発見する方法、住所特定が困難及び駐車場が見つかりにくい等の問題点並びに配送効率を上げるためのコツなどを含みます。ただし、運行計画に影響を及ぼさない範囲の内容に限ります。)
- ・発注者と請負事業主との契約に基づき、発注者が、請負労働者の運行情報(運行経路や 各集貨・配達先での滞在時間等)を請負事業主経由で収集し、それらを総合的に分析するこ とにより、請負事業主とともに運行計画全般の改善に取り組むこと。また、当該分析結果(個 人のパフォーマンスの分析結果を含む。)を請負事業主に共有すること。(※請負労働者の 氏名等の個人情報が含まれる場合には、個人情報保護法等に基づく適正な取扱いが求め られます。)(※※ただし、請負労働者個人のパフォーマンスの分析によって、発注者が請負 労働者の配置決定及び変更に関与していると判断される場合には、偽装請負と判断される 可能性が高くなります。)

# (3)荷役等時間の短縮に向けて、トラックドライバーや3PL事業者・倉庫業者とのコミュニケーションの方法として注意すべき事項は何か。

→ 請負業務の中に貨物の積卸しや庫内作業等の荷役業務が含まれる場合についても、発注 者でなく請負事業主が自ら労働者に対して業務の遂行方法に関する指示を行う必要があるこ とについて留意する必要があります。

発注者が請負業務の作業工程に関して、仕事の順序・方法等の指示を行ったり、請負労働者の配置、請負労働者一人ひとりへの仕事の割付等を決定したりすることは、請負事業主が自ら業務の遂行方法に関する指示その他の管理を行っていないので、偽装請負と判断されることになります。こうした指示は口頭に限らず、発注者が作業の内容、順序、方法等に関して文書等で詳細に示し、そのとおりに請負事業主が作業を行っている場合も、発注者による指示そ

の他の管理を行わせていると判断され、偽装請負と判断されることになります。

そのため、荷役業務の請負では、通常、以下の事項が求められます。(※なお、発注者が請 負労働者と、業務に関係のない日常的な会話をしても、発注者が請負労働者に対して、指揮 命令を行ったことにはならないので、偽装請負にはあたりません。)

- ・ 発注者が、あらかじめ定められた様式(作業計画)等により作業内容・作業拠点等を請負事業主に依頼し、請負事業主によって指名された請負労働者はその作業計画に基づき業務を実施すること。
- ・ 適正な請負と判断されるためには、請負事業主が請け負った業務を自己の業務として契約 の相手方から独立して処理することなどが必要であり、単に肉体的な労働力を提供するもの ではないことが必要。そのためには、①請負事業主の責任と負担で、機械、設備若しくは器材(業務上必要な簡易な工具・文房具を除く。)又は材料若しくは資材を準備し、業務の処理を行うか、②請負事業主が自ら行う企画又は請負事業主の有する専門的な技術若しくは経験に基づいて業務を処理するか、いずれかであること。
- ・ 上記①の場合に、請負業務の処理自体に直接必要とされる機械(フォークリフト等)、資材等を発注者から借り入れたり、購入したりする場合は請負契約とは別個の双務契約が必要であること。

# (4)(3)に関して、荷役業務の性質上、作業計画にあらかじめ詳細を記載することが困難な場合があるが、発注者からの指揮命令に該当するとは直ちに判断されないようなケースはあるか?

- → 荷役業務の性質上、作業場での貨物の入出庫状況等は、当日の交通事情や天候により予 測できず、作業計画等にあらかじめ正確に記載することが社会通念上困難な場合も多いと考 えられます。また、請負労働者たる運転者が荷主施設等で荷役等作業を行う場合、トラック事 業者の管理者が現場で請負労働者を管理することは現実的でないと考えられます。こうした事 情等を鑑み、以下のケースについては、発注者からの指揮命令に該当するとは直ちに判断さ れません。ただし、請負労働者の労働時間管理等に影響を与えるような場合は、労働者派遣 事業と判断される可能性が高くなります。
  - ・ 作業計画であらかじめ指定された範囲内で発注者の労働者が詳細な作業場所を特定し、 発注者の労働者から請負労働者に直接伝えること。
  - ・ 作業計画の内容と異なる方法による荷役等が行われている場合において、発注者の労働者が請負労働者に対して作業計画に基づいた荷役を行うよう指示すること。
  - ・発注者が作業開始時までに予測できず、作業計画に当初予定されていなかった荷役業務を行う必要が急遽生じるような場合において、発注者の労働者が請負労働者に対して業務の追加や変更を伝えること及び請負労働者からの質問に対して発注者の労働者が直接回答すること。ただし、請負労働者が直ちに当該注文の変更や回答内容を請負事業主に連絡し了解を得る等、請負事業主が自らの労働力を直接利用していると認められる場合に限ります。(※この場合発注者が直接、請負事業主の了解を得ることが基本です。)
  - ・発注者と請負事業主との契約に基づき、請負労働者に対して、発注者が直接、各作業に関する留意点等(例:作業に関する安全上の留意点)を連絡すること。(※ただし、作業計画に

影響を及ぼさない範囲の内容に限ります。)

- 発注者と請負事業主との契約に基づき、発注者が、請負労働者の作業手順・効率等に係る情報や荷待ち時間や荷役等時間の状況等を請負事業主経由で収集し、作業計画全般の改善に取り組むこと。(※請負労働者の氏名等の個人情報が含まれる場合には、個人情報保護法等に基づく適正な取扱いが求められます。)(※※ただし、請負労働者個人のパフォーマンスの分析によって、発注者が請負労働者の配置決定及び変更に関与していると判断される場合や、発注者が請負労働者の労働時間管理等に影響を与えていると判断される場合には、偽装請負と判断される可能性が高くなります。)
- ・請負事業主が、発注者から新たな設備を借り受けた後初めて使用する場合、借り受けている設備に発注者による改修が加えられた後初めて使用する場合等において、請負事業主による業務処理の開始に先立って、当該設備の貸主としての立場にある発注者が、借り手としての立場にある請負事業主に対して、当該設備の操作方法等について説明を行う際に、請負事業主の監督の下で請負労働者に当該説明(操作方法等の理解に特に必要となる実習を含む)を受けさせること。

### Q5. 輸送用器具も重量の算定の対象に含まれるか。

→ パレット、ロールボックスパレット又はコンテナ等の荷役の効率化に資する輸送用器具の扱いについては、ケースバイケースで判断してください。一般的に、商品の一部ではなく輸送用器具とみなせる場合は重量の算定の対象から除かれますが、商品として取り扱っている場合(例:パレット製造業者、パレット等卸売業者、新品パレットの購入者等)は重量の算定の対象です。また、レンタルパレットの発送・回収については、利用者側では輸送用器具として受渡しを行うため重量の算定の対象から除かれますが、サプライヤー側では商品として運送委託や受渡しを行うため、重量の算定に含まれます。

なお、重量の算定の対象にならない運送であっても、努力義務としての効率化のための取組 については、実施するよう努めてください。

#### Q6. 廃棄物における荷主の考え方について教えてほしい。

→ 一般廃棄物及び産業廃棄物の収集等を受託する事業者が、①貨物自動車運送事業の許可を有している場合、当該事業者に貨物自動車運送事業法の運送委託をしている排出者(荷主)は第一種荷主として、②貨物自動車運送業の許可を有しているか不明又は有していない場合、当該事業者に廃掃法上の収集等を委託している排出者(荷主)は第二種荷主として、荷待ち時間等の短縮や積載効率の向上等の取組に努めてください。

なお、廃棄物の収集・運搬については、生活環境の保全の観点等から少量でも定期的に運送が必要となり、また、生活環境保全上の支障を防止する等の観点から慎重な荷役作業が必要であり荷役に時間がかかることも考えられます。一般廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき、市町村が定める一般廃棄物処理計画に従うことを前提とした上で、可能な範囲で効率化に努めてください。産業廃棄物についても、生活

環境の保全等の観点で制約がある場合は配慮した上で、可能な範囲で効率化に努めてください。

## 5. 問合せ先

本制度に関する問合せ先は、以下の通りです。

## (1)経済産業省

機関名	担当部課	電話番号(直通)
本省	商務・サービスグループ 物流企画室	03-3501-1511
北海道経済産業局	産業振興課	011-709-1728
東北経済産業局	商業・流通サービス産業課	022-221-4914
関東経済産業局	流通・サービス産業課	048-600-0345
中部経済産業局	流通・サービス産業課	052-951-0597
近畿経済産業局	流通・サービス産業課	06-6966-6025
中国経済産業局	流通・サービス産業室	082-224-5655
四国経済産業局	商務·流通産業課	087-811-8524
九州経済産業局	流通・サービス産業課	092-482-5455
内閣府沖縄総合事務局	経済産業部 商務流通課	098-866-1731

## (2)農林水産省

機関名	担当部課	電話番号(直通)
本省	大臣官房新事業·食品産業部食品流通課	03-3502-5741
北海道農政事務所	生産経営産業部事業支援課	011-330-8810
東北農政局	経営·事業支援部食品企業課	022-221-6146
関東農政局	経営·事業支援部食品企業課	048-740-0145
北陸農政局	経営·事業支援部食品企業課	076-232-4149
東海農政局	経営·事業支援部食品企業課	052-746-6430
近畿農政局	経営·事業支援部食品企業課	075-414-9024
中国四国農政局	経営·事業支援部食品企業課	086-222-1358
九州農政局	経営·事業支援部食品企業課	096-300-6380
内閣府沖縄総合事務局	農林水産部食料産業課	098-866-1673

## (3)国土交通省

国土交通省 物流·自動車局 物流政策課 電話 03-5253-8801

## (4)警察庁

警察庁 生活安全局 生活安全企画課(中古品販売担当)

電話 03-3581-0141 (内線:3056)

## (5)総務省

業種名	担当部課	電話番号
放送業	情報流通行政局総務課	03-5253-5711
郵便業(荷物を除く)	情報流通行政局郵政行政部郵便課	03-5253-5975
信書便事業	情報流通行政局郵政行政部企画課信書便	03-5253-5976

	事業室	
電気通信事業	総合通信基盤局事業政策課	03-5253-5835
宝くじ	自治財政局地方債課	03-5253-5630

## (6)財務省

財務省 理財局総務課たばこ塩事業室(たばこ事業、塩事業) 電話 03-3581-4111

## (7)国税庁

国税庁 酒税課(酒類業) 電話 03-3581-4161

## (8) 文部科学省

業種名	担当部課	電話番号
出版業(※経済産業省	文化庁国語課	03-6734-2840
と共管)		
その他、文部科学大	文部科学省大臣官房政策課	03-6734-3655
臣所管の荷主事業		

## (9)厚生労働省

業種名	担当部課	電話番号
医薬品、医療機器等	医政局医薬産業振興・医療情報企画課	03-3595-2421
販売業		
宿泊業	健康・生活衛生局生活衛生課	03-3595-2301

## (10)環境省

業種名	担当部課	電話番号
ペット事業	自然環境局	03-3581-3351
	総務課動物愛護管理室	
廃棄物処理事業	環境再生·資源循環局	
	廃棄物適正処理推進課、廃棄物規制担	
	当参事官室	

## 物流効率化法ポータルサイト

物流効率化法に関わる事業者の理解促進に向けて、『物流効率化法理解促進ポータルサイト』(令和7年3月31日公開)において、改正ポイントをとりまとめておりますので、ご覧ください。

URL:https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/